



多重危機の世界において
利益よりも人々を優先する

PSI 行動プログラム 2023－2028 年
加盟組織配布用 EB 提出決議案
2023 年 5 月

国際公務労連
第 31 回世界大会
2023 年 10 月 14 日-18 日
スイス、ジュネーブ

前書き

PSI 行動プログラム 2023－2028 年

多重危機の世界において 利益よりも人々を優先する

PSI の行動プログラム (PoA) は執行委員会 (EB) からの決議案として大会で採択されます。

添付の PoA は、2021 年作成のテーマに関する文書、ならびにそれに関する 2021 年、2022 年の執行委員会 (EB) および地域で行われた議論をもとに作成され、2023 年初めに地域でさらに協議を重ねた後、EB-160 で採択されました。

POA 草案の作成にあたり、EB は以下の点を明確にしています。

- 2017 年の世界大会で承認された PoA の基本的分析と政策方針を踏襲し、その部分は 2023-2028 年 PoA において長々と繰り返す必要はない。
- 2017 年の準備作業で出されたフィードバックをふまえ、PoA2023-2028 はできる限り短いものにすべきである。
- 2023-2028 年 PoA の主たる目的は、私たちの活動に関連する状況の変化を分析し、どのような脅威と機会があるかを明らかにして、私たちが必要とする変化を達成するために必要な力を構築できるようにすることである。

PoA は、世界大会後の 5 年間の任期において PSI の行動の指針となるべく幅を持ったものでなければなりません。そのため、状況が変わっても、将来的な行動を制限するような細かい規定を設けるべきではありません。PoA における優先度の決定および実施については、EB が監督し、世界女性委員会 (WOC) によるものなど、地域別・部門別・分野横断的な作業計画をもって管理します。

PoA の構成は、比較しやすいように 2017 年の PoA の主要項目に従いました。

- はじめに
- 私たちの望む世界を創るために力をつける
- すべての人に尊重と尊厳を
- 地球の制限内で公正なグローバル経済を追求する
- 労働組合と労働基本権
- 民営化との闘いと質の高い公共サービスの推進
- 各部門を強化する

さらに、多国間システムの改革に対する世間の注目の高まり、公共サービス労働組合と労働者にとっての重要性、PSI の活動にとっての重要性の高まりを反映して、多国間システムに関する項目を含んでいます。

提案された PoA は、以下のような内容となります。

- 前回世界大会以降の世界と、私たちが直面する多重危機について分析を深める。
- こうした危機の発生における企業の力が及ぼす幅広い作用と、その解決への障壁について取り上げる。

- 労働者は今、抜本的な変革が急務であることをさらに強く意識しており、それを達成するために必要な力を構築することに最も努めなければならない旨、述べる。
- 公共サービスの労働組合と労働者にとって多国間機関が重要であること、多重危機を解決するうえで不可欠な役割を果たしていること、そしてPSIの活動にとってその重要性が増していることの確認を行う。また、現在の多国間システムの主な欠陥と、必要とされる幅広い改革を概説する。
- 気候とデジタル化の分野については、その急速な進展と重要性を反映して、より長いセクションを設ける。
- 平等性のセクションでジェンダーに関する行動を盛り込み、文書全体を通しジェンダーの主流化をおこなった。
- 労働組合権、民営化反対、質の高い公共サービス、部門別の取り組みに引き続き注力する。

ご質問は、各地域書記または書記長補佐のダニエル・ベルトッサ (Daniel.Bertossa@world-psi.org) までお願いします。

連帯

PSI 書記長 ローザ・パバネリ

2023年5月

PSI 行動プログラム 2023-2028 年

草案

多重危機の世界において
利益よりも人々を優先する

目次

1. はじめに.....	6
1.1 より良い世界を求める私たちのビジョン.....	6
1.2 私たちが暮らす世界.....	8
2 私たちの望む世界を創るために力をつける.....	13
2.1 序.....	13
2.2 組織化と成長.....	14
3. すべての人に尊重と尊厳を.....	17
3.1. 序.....	17
3.2. ジェンダー平等と正義のための闘い.....	17
3.3 若年労働者.....	19
3.4. 移住と難民.....	19
3.5. 人種差別および排外主義と闘う.....	20
3.6. LGBT+労働者.....	21
3.7. 先住民.....	22
3.8. 障害のある労働者.....	22
4 地球の限界を超えない公正なグローバル経済.....	24

<u>4.1 序</u>	<u>24</u>
<u>4.2. 気候危機</u>	<u>25</u>
<u>4.3 国際金融機関</u>	<u>27</u>
<u>4.4. 税の公正</u>	<u>27</u>
<u>4.5. 公的債務</u>	<u>28</u>
<u>4.6. 腐敗</u>	<u>29</u>
<u>4.7. 貿易および投資協定</u>	<u>29</u>
<u>4.8. 持続可能な開発目標 – SDGS</u>	<u>30</u>
<u>4.9. 年金</u>	<u>31</u>
<u>4.10. デジタル化</u>	<u>31</u>
<u>5. 労働組合と労働基本権</u>	<u>34</u>
<u>6. 民営化との闘いと QPS の推進</u>	<u>37</u>
<u>7. 各部門を強化する</u>	<u>39</u>
<u>7.1 序</u>	<u>39</u>
<u>7.2 保健および社会サービス</u>	<u>39</u>
<u>7.3. 地方および地域政府 (LRG)</u>	<u>41</u>
<u>7.4. 公益事業</u>	<u>42</u>
<u>7.5. 国家行政</u>	<u>43</u>
<u>7.6. 教育補助、芸術、文化、およびメディア</u>	<u>44</u>
<u>用語集</u>	<u>46</u>

1. はじめに

1.1 より良い世界を求める私たちのビジョン

- 1.1.1 引き続き、強力な民主的國家を求める闘い、包摂的な社会、ジェンダー平等、万人に対する尊重と尊厳、包摂的な経済発展、富の再分配、労働者の力の強化が今後 5 年間の私たちの目的になる。平和、生態系の持続可能性、および公正な多国間システムを確実なものとするのが、この闘いにおいて不可欠である。
- 1.1.2 この 6 年間、多重危機が重なり、またそれに経済・政治システムが対処したやり方により、企業とエリートが推す新自由主義的処方箋の失敗が顕わになった。その結果生じた社会・政治・経済の混乱は、労働者の怒りを生み、変革のための条件を整えている。
- 1.1.3 PSI の誇らしい 115 年の歴史は、対案となる大胆なビジョンなくしては、労働者の怒りはシニシズムと放棄、あるいはよりひどい反動的で人種主義的、排外主義的な解決策に直ちに転じる可能性があることを私たちに気づかせる。2017 年の世界大会以降、こうした解決策の多くが世界中で試され、そして失敗してきた。しかし、複合的な危機は依然として存在し、その数は増えている。
- 1.1.4 組合は、労働者の生活に合った抜本的な解決策と持続可能な条件を提示しなければならない。労働者が自由と希望と繁栄を享受することを阻む社会・環境・経済のシステムに根本的な変革をもたらされるという希望を与えてくれる解決策である。
- 1.1.5 不安定な日々にあつて万人に確実性と人権を届けるのは、ディーセント・ワークと再分配型の福祉国家、質の高い公共サービスである。世界の地政学的な不確実性にもかかわらず、結束と連帯をもたらすのは強化された民主主義のみである。
- 1.1.6 これを達成するための運動を築き上げるには、誰が権力を手にし、誰の利益のために行使しているのかを明確にすることが必要になる。目前にある多重危機は、企業の力の意図的かつ大幅な縮小を図り、民主主義を強化し、十分な資源が確保された質の高い公共サービスを幅広く提供するための大規模な政治・経済的投資を築くことなしには解決できない。
- 1.1.7 市場原理主義以外の選択肢はないとする数十年來のプロパガンダが溢れる世界のなかで、公共サービス労働者と彼らの組合はそれとは異なる世界を生む種(たね)を守る管理人であり、それを達成する重要な要素である。
- 1.1.8 日々の仕事において、公共サービス労働者は経済および労働市場的な考慮を超えた視点を提供する。私たちは病人に対しても健康な人に対しても同じようにサービスを提供する。私たちは、市民社会と労働者そして私たちのサービスを利用する市民とを結びつける。私たちは災害が襲った時には自らの命を賭すが、これは儲けのためではなく、公益のためである。私たちは、仕事は法的契約や経済的命題を超越できることを示す。そして、私たちは最大の組合である場合が多い。
- 1.1.9 私たちは利益よりも人々を優先する。私たちはグローバルな挑戦に関して独特の視点を持っている。私たちは誰がルールを作るのか、そしてどのようにして彼らに影響を及ぼすのかを知っている。

私たちは企業の力を規制するために何が必要であるかを理解している。私たちは民主主義を守る。私たちは儲けよりも人々を優先させる。

- 1.1.10 私たちは民主主義を擁護する。私たちは、多国間主義に尽力し、虚偽の情報や極端な民族主義的ポピュリズム運動に対抗して、民主主義、透明性、法の支配を高めるための闘いにおけるこれらの国際機関および組織の活動を歓迎する。
- 1.1.11 企業や右派が通念やメディア、法律、時には暴力をもって公共部門労働者を標的にするのは、私たちの約束と力ゆえである。
- 1.1.12 私たちの目的を達成する運動を構築するには、できるだけ多くの労働者に手を差し伸べる必要がある。私たちは、すべての労働者に手を差し伸べることによって、職場と地域における加盟組織の組織化と成長を援助する。
- 1.1.13 力を合わせて私たちは世界の北と南の両方の労働者を団結させる。私たちは代替策を提供し、間違った解決策を厳しく精査する。私たちは、公共サービスの利用者、仲間の労働組合員、市民社会と強力な連合を構築する。

1.2 私たちが暮らす世界

- 1.2.1. 「利益より人々を優先:PSI 行動プログラム 2018-2022 年」(PoA)は、壊れたシステムの修復を図らないことがもたらす結末に警告を発したものである。現在の新自由主義的な世界秩序に対する批判と、より良い世界を目指す私たちのビジョンを打ち出すもので、加盟組織の決議と合わせて、PSI に包括的な政策的立場と大胆な行動をとることを約束させた。
- 1.2.2. 今世界大会は、2017 年 PoA の根本的な社会・経済・環境分析とその政策、行動喚起を再び支持する。
- 1.2.3. 私たちはこれまでの勝利に胸を張っていい。新サービス貿易協定をついに葬り去り、PPP と再公営化に関する世論を変え、法人税制に真の変革を迫り、公的保健サービスに資金を投じる価値を認識する新しい普遍的なナラティブの発信を開始し、公共部門の労働者を職場での暴力とハラメントに関する ILO 条約第 190 号と勧告第 206 号による保護の対象に含めることができた。
- 1.2.4. チリ、レバノン、トルコ、アルジェリア、チャド、ミャンマーなどの国々で、公共サービス労働者、そしてしばしば保健労働者が、民主的変革を求める重要な運動の先頭に立ってきた。
- 1.2.5. しかし、私たちは一定の前進を遂げたものの、世界の労働運動と私たちの賛同者は、不平等の拡大、労働基本権の弱体化、民営化、不寛容・民族主義・権威主義の高まり、企業と金融の影響力の増大、気候危機への取り組みの停滞といった最も深刻な攻撃の多くを阻止することができずにいる。
- 1.2.6. 企業の方がますます増大し、過激な運動が旧来のメディア、ソーシャル・メディアおよびインターネットを使い極右的な政治的ナラティブ、偽情報および不安定化に繋がるメッセージの拡散を図り、権威主義的な政治が強いられ、既存の民主主義における政治プロセスの不安定化が進む中、世界中で民主主義が後退している。ナショナリズム、ポピュリズム、排外主義、反ユダヤ主義、イスラム恐怖症は増加傾向にある。包摂性、共栄、持続可能な未来の基礎を築くことができ、またそれに尽くすべき国際的組織およびプロセスは著しく弱体化した。それらの多くは現代にそぐわない状況にあり、役割を果たすためには根本的な改革が必要である。
- 1.2.7. 2023 年 PoA の中心課題は、今、2017 年以降の変化とその影響を理解し、私たちの望む世界を実現するのに必要な力を構築するために、いかに戦略や行動を調整しなければならないか、ということにある。この力をつけることが、今後 5 年間の中心的なテーマとなる。

多重危機

- 1.2.8. 2017 年以降、前例のない、相互に関連する世界的な危機が、私たちが活動する政治状況を劇的に変化させた。とりわけ新型コロナウイルス感染症、気候危機、地政学的変化、戦争、エネルギー危機、食糧危機、インフレと不平等の拡大、ケアの危機、右派・権威主義政権の台頭、企業権力の増大といった力が、私たちの世界に甚大な影響を与えた。デジタル化によって変化のペースはさらに増し、チャンスを生み出すと同時に、より強力なデジタルガバナンスが必要になった。
- 1.2.9. これらにより、私たちの政治システム、国家経済、新自由主義的グローバル化が、いかに人々よりも利益を優先させてきたかが露呈した。このような失敗が重なった結果、世界はさらに脆弱になり、私たちはますます増加する世界的な衝撃に弱くなった。

- 1.2.10. 矛盾はさらにあからさまになり、不正はさらに明確になり、根本的な変革がさらに急務となった。人々は怒り、代替策を探している。一方で、私たちのビジョンへの幅広い支持を刺激する、首尾一貫した新しいナラティブを作る機会がある。
- 1.2.11. 新型コロナウイルス感染症により、変化は政治的条件が整えばすぐに起こるが、政治的条件の転換は必ずしも永続しないことがわかった。労働者の日々の生活苦や、企業の執拗なプロパガンダは、時間とともに変化への欲求を薄れさせるおそれがある。
- 1.2.12. また、新型コロナウイルス感染症は、社会的保護、労働者の権利、質の高い公共サービスがいかに重要であるかを明らかにした。社会的施策への支出は増やせない、新自由主義に基づく自由貿易にはコストが掛からないと言った話を、もはや人々が何の疑問もなく受け入れることはない。
- 1.2.13. 常に民間部門の方が優れている、公共サービスは民営化は安全といった、慎重に確立・推進されてきた古い通念は崩壊し始めている。世界のバリューチェーンによって私たちが増大するショックに弱くなっていることは、今や明らかである。
- 1.2.14. 多くの人々が、自分たちが住みたい世界と経済を再考し、公共サービスの大切さと、それにどれだけ依存しているかに気づいている。しかし、慢性的な資金不足のため、被雇用者の賃金はますます低くなり、その雇用はますます不安定になる。また、公共サービスの雇用における労働者の特定民族への集中および疎外にも対処する必要がある。システムの改善を求めて闘うことをあきらめ、自身がいかに弱い立場に置かれているのかに気づく人も多かった。こうした問題の原因である市場原理主義では、問題は解決されないという認識が高まっている。
- 1.2.15. 「#MeToo」運動、ブラック・ライブズ・マター、気候危機に対する運動をはじめ、チリ、香港、チュニジア、レバノン、ミャンマー、イラン、ベラルーシなどで生じた民衆蜂起など、将来を憂う若者たちが主導する社会運動によって、認識と怒りが高まり、増幅された。
- 1.2.16. 新型コロナウイルス感染症も、極右派政治とポピュリズムが何の解決策にもならないことを示した。権威主義右派を象徴するボルソナロやトランプは、市民の安全を守ることができなかった。ウイルスは科学を無視した公共政策の弱点を突き、いわゆる自由市場はそれを制御できなかった。
- 1.2.17. 右派のナショナリストは依然として欧州を中心に強力な危険な政治勢力であるが、最近の展開によって、一部の地域で追い込まれることとなった。私たちは警戒し、団結することで、彼らに再び主張する機会を与えないようにしなければならない。
- 1.2.18. 多くの国やほとんどの多国間機関では、数十年にわたる新自由主義政策が深く埋め込まれ、既存構造の内側から変革を起こすことができない。この間に蓄積された巨額の富は、民主的プロセスに影響を与え、転覆させ、世論を形成する助けとなる。こうした障害を退け、公的機関を再形成することが急務である。
- 1.2.19. 2017 年以降、気候危機が急速に加速した。ますます頻発する厳しい気象現象により、何百万人もの人々が犠牲となり、生活を壊され、その影響は交錯して及んだ。これらが悪化するおそれがあり、クリーンエネルギーの未来への必要な移行が大規模な政治的緊張を生む可能性が高い。
- 1.2.20. 気候危機に起因する移住はすでに始まっており、今後も増加する可能性がある。破壊的な事象が生じても進展がないことで、企業や政治エリートの利害が露呈し、新世代の活動家が結集した。また、このことで、過剰消費の危機を生み出した自由市場の原理主義がこの問題を解決できないこと、ましてや地球の崩壊を回避できるほど素早くは解決できないことが立証された。

- 1.2.21. これらの危機はまた、経済と政策決定プロセスにおけるグローバル・ノースの優勢だけでなく、こうしたプロセスがいかに企業利益を支持するために利用され、グローバル・サウスや各地の労働者階級に損害が及ぶかを明らかにした。
- 1.2.22. 今回の危機以前から、国内および国家間にはあきれほどの不平等が存在していたが、それが悪化し、さらに顕在化し、私たちの経済システムがいかに公益を犠牲にして大きな私益に資するかを露呈させた。
- 1.2.23. 長期にわたる低金利は、資産価格の大幅な上昇と投機バブルを助長した。安い借入金があふれることで、生産的な投資や質の高い公共サービスに資金が投じられる代わりに、企業の配当を支え、自社株買いに資金を提供し、住宅価格を押し上げ、株式市場をつり上げた。
- 1.2.24. 労働者はこうした政策設定に苦しんできたが、規制緩和された金融市場の資本主義が生み出した状況により、今後は金利が上昇し、さらに苦しむことになる。
- 1.2.25. 供給上の制約と戦争の影響で、労働者の生活コスト危機が悪化している。労働者は家賃の支払いや食事、暖房費に四苦八苦する一方、企業は民営化されたエネルギー事業と金融化された食糧生産から巨額の利益を上げ、サプライチェーンは私たちをより脆弱にしている。
- 1.2.26. 多くの国で、金利上昇が公的債務を発生させた。緊縮財政の波が押し寄せるという脅威が今や現実のものとなった。女性、若年労働者、障害のある労働者、移民は、インフレ、不安定労働の増大、緊縮財政措置の影響を不当に受けている。この経済的混乱の発生に何ら関与しなかった何十億もの人々が日々苦しみ、そして強い怒りを覚えている。
- 1.2.27. 経済のデジタル化は引き続き政治、社会、労働環境に混乱をもたらし、多くのケースにおいて企業の利益追求がその原動力である。巨大 IT 企業は、包摂的なデジタル化を進めることによって労働者や地域社会に恩恵を与えることはせず、非正規労働、仕事の集約、民営化、監視、富と権力の経済的集中を推し進めている。
- 1.2.28. 利益を追求するソーシャルメディアの広がり、それを企業や政府が効果的に規制しようとしないうる姿勢が、女性蔑視・嫌悪、同性愛嫌悪、トランスジェンダー嫌悪、人種差別を行う者による闇のネットワークの成長を許した。それはまた、政治的な議論を分裂させ、誤った情報を広め、政府への信頼を損ない、民主主義を弱体化させた。
- 1.2.29. 貿易交渉の焦点は、規制緩和された市場への無制限なアクセスと、世界最大級の IT 企業に独占力を与えることにますます当てられている。テクノロジーは労働者によりよい生活をもたらす力がある一方、政府や組合は遅れまいと躍起になり、新しいテクノロジーに対する民主的な職場のガバナンスは決定的に欠けたままである。
- 1.2.30. 数十年先まで不確実性をもたらす地政学的な大転換が起きていることが明らかになってきた。米国と欧州が国際における意思決定を支配し、軍の駐留を拡大し、ライバル関係にある国家主体を抑制し、新しい形態の経済的植民地主義を通じ過去の植民地勢力圏を維持する力は、新たな大国の台頭による挑戦を受け始めている。
- 1.2.31. 中国の経済力の成長は、米国と肩を並べる軍事力、地政学的な力へと移っていく。以前保有していた領土を統合し、勢力圏を拡大し、独断的なインフラ投資を行う野望、そして権威主義的な政治構造はすべて紛争のリスクを高める。中国の台頭は、中堅国がこれまでの米欧の覇権に対

抗する環境を生み出す。ロシアのウクライナに対する侵略戦争は欧州と近隣諸国に多大な影響を及ぼしている。人的被害だけでなく、世界経済全体が混乱に陥っている。これは究極的に民主主義を危うくする。

- 1.2.32. また、人為的な気候危機の莫大な影響と各国政府の対策不足は、将来的に難民の移動も増加させる。このような状況を悪用して、個々の人口集団を対立させる政府も出てくる。
- 1.2.33. このような変化は、分裂した不安定な世界環境を作り出している。ある国は大国と巧みに渡り合うことができ、またある国は代理戦争や紛争に巻き込まれることになる。結局のところ、これは民主主義を危険にさらすことになる。
- 1.2.34. 不確実な世界では、人々がナショナリズムや権威主義、宗教原理主義、軍備拡大に確実なものを見出そうとするリスクがどこにでもある。社会的コスト以外にも、軍事化は社会サービスの財源を圧迫し、労働組合や労働者の権利に対する攻撃がさらに増えることは避けられない。
- 1.2.35. 民主主義は戦争を防ぐことはできないが、民主主義がなければ、権威主義的リーダーの無謀な行為を抑える力が大幅に減り、戦争反対をコントロールする手段が大幅に増える。軍事化が進む地域ブロックで構成される不確実な世界では、すでに企業権力に浸食された国連機関が平和維持に苦勞するという大きなリスクが存在する。核武装した世界において、これらのリスクの高まりは破滅につながりうる。
- 1.2.36. シリア、イエメン、ウクライナ、スーダン、エチオピア、リビアなどでの戦争・紛争、アラブ地域で続く不安定、未解決のパレスチナ問題、ミャンマー、ペルーなどでの政情不安は、何百万もの人々の平和と繁栄、人権を危うくし、すでに脆弱な地域と世界の地政学関係を不安定にする。
- 1.2.37. 労働組合はファシズムとの歴史的な闘いを続け、平和、民主主義、環境的・社会的・経済的正義を要求する上で中心的な役割を担う。

多国間システム

- 1.2.38. 私たちが直面する多重危機はどれも、あらゆるレベルの政府における協調的な介入と、民主的で権威ある機関の国際的な協力が必要である。
- 1.2.39. しかし、過去 6 年間の経験から、現在の緊急の問題を解決するには、創り直しとまではいかないまでも、多国間システムの抜本的な改革が必要であることがわかる。こうした機関が、世界における緊張、特権、過去の植民地関係を解決するどころか、それらを反映し、補強していることがあまりにも多い。多国間システムは、何百万人もの死や地球の破壊の防止に役立っていない。
- 1.2.40. 過去の COP はどれも、地球とその住人を守るために十分かつ迅速な行動をとらず、また G20 と OECD は 8 年を経てもタックスヘイブンをなくすことはできず、富裕層と企業に公正な負担を負わせることができなかった。この 100 年で最悪のパンデミックのさなか、WTO は公平な TRIPS 協定適用除外を十分かつ迅速に実施できず、何百万人もの不要な犠牲を回避するための十分な行動をとらなかった。
- 1.2.41. IMF と世銀は、グローバル・サウスの経済発展を損なう民営化と開発モデルを推進し続け、民間金融化資本の無謀な債務のために労働者や公共サービスの利用者、弱者を罰することのない公正な債務整理システムを作ることに失敗してきた。

- 1.2.42. 最も警戒すべきは、企業による多国間システムへの浸透である。新型コロナウイルス感染症は、国連や ILO、さらには WHO がどれだけ運営資金を民間の寄付に頼るようになったかを露呈させた。例えば GAVI ワクチン・アライアンスのように、ワクチン研究に数十億ドルの資金を提供するが、理事会に製薬会社のメンバーが国の代表と対等な立場で参加する官民パートナーシップが成長した。
- 1.2.43. 国連は「マルチステークホルダー」アプローチの推進を続けている。国連は、マルチステークホルダー・ガバナンス・グループに非政府メンバーを任命し、民主的な公式国連プロセスを迂回して、自ら選択した大企業やそのフロント・グループが作るルールに関心を持つように仕向ける。こうした背景において、労働者組織の議席は、利害を平等に代表することを認めるものではなく、むしろせいぜい労働者組織が企業利益に偏ったシステムに組み入れられること意味するにすぎない。マルチステークホルダー主義は、代表性を管理するための民主的で透明かつ包括的なルールがなければ機能しない。
- 1.2.44. 対照的に、PSI は国連の三者構成モデルとして、ILO の強化を支持する。私たちは、労働者グループを強化し、労働者の声を確実に届け、三者構成モデルに政府の支持を得なければならない。
- 1.2.45. さらに、ここ 2 年間のバーチャル会合は、国連機関がグローバルなイベント (GFMD、UNCSW、WHA、ILC など¹) に市民社会組織、特に労働組合の効果的な参加を制限する口実を与えた。これは、グローバル・ガバナンスにおける民主主義の不足の深刻化を示す警戒すべきサインであり、今や、世界の意思決定プロセスへの民主的参加を制限する常套手段となるおそれがある。
- 1.2.46. より幅広い多国間機関や制度においても状況は同じである。貿易協定の労働条項は、世紀最大の世界的医療緊急事態のさなかにあっても、世界的な医療緊急事態での利用を意図した TRIPS 条項適用除外の発動を少数国が阻止できるようにする勢力均衡を変えなかった。また、炭素排出者が、気候危機に対処するために必要な急速かつ緊急の変化をかたくなに阻む立場も変わっていない。
- 1.2.47. 世界の労働界は、これらのプロセスにおいて、民主的な社会的パートナーとしての役割を主張しなければならない。私たちは世界最大の民主主義運動として市民社会と協力するが、その単なる一部ではない。
- 1.2.48. また、労働は単なる生産要素の一つでもない。私たちはビジネスとは違って民主的であり、人権を持つ人々を代表する。私たちは、勤める会社に引き入れられてはいけなく、他のロビー団体と同列に扱われてはいけなく。私たちは交渉の場につくために、自分の地位を妥協してはならない。それが正義と社会的対話を確保する方法であってはならない。私たちは、メンバーの活動、私たちの規模、そして私たちを代表する任務のために、多国間プロセスに欠かせない主導的な役割を担わなければならない。
- 1.2.49. 万人の平和と繁栄のための共同ビジョンに基づいた多国間システムは、企業の利害や権威主義的傾向によって腐敗してはならない。地政学的な利害や最も富める国の利害に支配されてはならない。国際金融機関は、経済政策を人類の発展と環境保全のサービスに戻すべきであり、その逆であってはいけない。

¹ 移民と開発に関するグローバルフォーラム (GFMD)、国連婦人の地位委員会 (UNCSW)、世界保健総会 (WHA)、国際労働総会 (ILC)

- 1.2.50. 加盟国は、多国間フォーラムで企業の利益に支配を許した責任を追求されなければならない。また、加盟国は、民間の国益追求が世界の公共財の提供を阻む場合、互いにその責任を追及しなければならない。米国や EU 諸国のような富裕国は、国内の経済的利益と、他のほとんどの国には与えられていない何世紀にもわたる植民地時代の不公正の上に築いた富を守るために、緊急の世界的取り組みを阻止することを止めなければならない。
- 1.2.51. 多国間システムは、人権と繁栄を実現するためには、平和を守ることができなければならない。労働界は、これを要求し達成する上で中心的な役割を担わなければならない。
- 1.2.52. G77 や小島嶼国グループのような開発途上国および後発開発途上国のグループは、団結して集团的利益を主張しなければならない。多国間プロセスは、そのためのスペースを用意し、制度的慣行や豊かな大国の政治経済圧力によって、これらのグループが分裂したり、外れたりすることがないようにしなければならない。
- 1.2.53. 私たちは、民主主義と自由を要求しながらも、企業権力や市場原理主義を土台としない中道を敷いていかなければならない。もし失敗すれば、多くの国ですでに表面化している権威主義的資本主義の流れを汲んだ、両世界の最悪の要素が及ぶリスクがある。
- 1.2.54. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 多国間システムを支配する企業と既得権益を暴く。
 - b) 平和、人権、労働の尊厳、平等性、包摂、気候危機との闘いを優先するシステムを要求する。
 - c) 加盟国がグローバルな解決策を見出すことよりも私的な国益を優先する場合、とくにグローバル・ノースの加盟国に対して責任を追求する。
 - d) 労働者の問題を解決するうえで国際機関が担う役割と抜本的な改革の必要性について、メンバーを教育する。
 - e) 労働者の権利を侵害する国を関連するあらゆる場で公表し、それに反対し、権利を侵害されている労働者への連帯を示す。
 - f) 民間労働組合、ナショナルセンター、グローバルユニオン・フェデレーションに影響を与え、支援を構築する。
 - g) 現地、国、地域、国際レベルで強力な連合を構築し、変革を推し進める。

2 私たちの望む世界を創るために力をつける

2.1 序

2.1.1. 現在のグローバル・システムは、強力な利害によって築かれ、そして守られている。私たちの主要課題は、これらの利害に対抗し、民主的な制度が利益よりも人々を重視することを保証できる強力な運動を構築することである。

2.1.2. 企業の力を手なずける運動を構築することが、この闘いの中心にある。気候危機であれ、税制、労働者の権利、民営化、貿易ルール、デジタル化、包摂と平等性、経済政策、強化された民主主義であれ、私たちのビジョン達成を阻む主な障壁は、企業の巨大かつ増大する力と富、そして影響力である。

2.2 組織化と成長

2.2.1. 究極的には、私たちの力は私たちの加盟組織の規模と力および団結によってもたらされる。私たちは、組織化された職場での組織率を高め、新たな職場での組織化に努めなければならない。

2.2.2. 私たちは、職場、企業、部門、国レベルで労働者を労働組合に加入させ、組合と国を越え調整を図る。私たちは、公共部門、民間部門、非営利部門、公式経済、非公式経済に従事する公共サービス労働者、ならびに外部委託を受けた労働者、非正規労働者を組織する。

2.2.3. PSI 加盟組織とそのメンバーは PSI 最大の資産であり、すべての加盟組織が PSI の行動を積極的に支援し、協力し合うようにしなければならない。私たちは、加盟組織と協力して、国内調整委員会、部門・地域のネットワーク、企業・国際調整機構を強化していく。

2.2.4. PSI は、国境を越えた企業の力の所在を明らかに、加盟組織がメンバーを教育し、この力に挑戦するための行動を調整するうえで、独自の立ち位置にある。私たちは、企業の戦略とそれへの対抗策について、加盟組織に情報、調査、分析を提供していく。

2.2.5. PSI は加盟組織との協力のもと、各国の状況に応じてより適切に組織化を図り、加盟組織間の連帯支援を促していく。PSI の活動は、加盟組織の組織化と成長戦略を強化する。組合開発プログラムと国際連帯プログラムがこの活動の中心となる。

2.2.6. 組合に力をつけるための労働者の組織化は職場から始まる。組合は、組合員にとって重要な問題を特定し、組合活動によって改善できることを示すことによって、組合員および潜在的組合員との強い関係を築かなければならない。PSI の活動では、女性および若年労働者に焦点を当て、加盟組織が職場のリーダーと活動家を特定し、訓練し、地域支部を強化して、新しいメンバーを勧誘するのを支援する。

2.2.7. 交渉力を高め、労働者の参加を促すには、組合はオープンかつ参加型で、民主的でなければならない。PSI は加盟組織と協力して、年齢、人種、ジェンダー、性自認、性差、移住および難民に係る状況にかかわらず、すべての労働者を組織し、関与を促していく。私たちは長年の活動を続け、女性のリーダーシップを支援し、女性の職場における力と政治的な力を高め、組合におけるジェンダー均等を推進し、若年労働者を意思決定に参加させるための政治的な推進力を強化していく。

2.2.8. 労働者が、労働組合は強力であり、自分たちが大事にする問題に取り組んでいると感じ、民主的な意思決定、計画策定、行動に参加する機会が与えられると感じたとき、組合は成長する。PSI は加盟組織と協力して、集団の力を強化する行動に労働者が参加する機会を積極的に提供する。私たちの活動は、希望を与え、優れた事例について加盟組織間で知識を共有することを推進する。

2.2.9. グローバル枠組み協定 (GFA) は、労働者の権利を行使するための有効な戦術となることができる。しかし、GFA は職場の組織化を通じ、すでに構築された力を反映する傾向があり、優れた組織がなければ実行が難しく、気を逸らす要因になりかねない。

2.2.10. 私たちは、現行の協定を監視・評価し、GFA で得られる権利が確実に施行され、力を高めるために利用されるようにしていく。私たちは、職場の組織化を強化し、労働者の力を高めるような新しい GFA を交渉する加盟組織を支援する。私たちは、悪質な使用者との関係につながったり、他の GUF に対抗し領域を奪い取るような協定の交渉は行わない。

2.2.11. また重要な点として、私たちは、PSI と加盟組織、そして世界の労働運動のどこが正しかったのかを評価し、弱点を率直に評価し、必要な変化をもたらすことのできる強い労働運動の将来的なあり方を自問しなければならない。

2.3. 動員し、影響を及ぼす

- 2.3.1. 変化をもたらす力を発揮できるかどうかは、職場から国連まで、あるいは多国籍企業において、私たちが政策決定者に影響を及ぼすためにいかに結集できるかによって決定的に左右される。力を発揮するには、労働者ができるだけ多くの賛同者と力を合わせ、明確に述べられた要求について、協調して断固とした行動をとることが必要である。
- 2.3.2. PSI は引き続き綿密な分析作業、明確な政策助言、首尾一貫した政治的戦略を実施する。私たちは、お互いの絆を深め、国境を越えて調整を図る能力を高めていく。
- 2.3.3. 私たちは、グローバルルールの策定過程にさらに関わり、企業とエリートが自分たちの利益になるようなルール作りを支配することができないようにする。私たちは、労働者と公共サービスに最大の影響を及ぼすグローバル機関にはどのようなものがあるかを明らかにする。
- 2.3.4. 労働組合開発のパートナーシップを通じて、加盟組織、連帯支援組織、友愛組合と共に活動して活動の範囲と影響力を広げ、国際連帯を行動で示し、加盟組織による組織化、強化および変革の手助けをする。
- 2.3.5. プロジェクトでは部門別活動、ジェンダー・メインストリーミング、労働組合権に力を入れ、貿易、税の公正、移住、民営化との闘い、公的保健・ケアを享受する権利など、より規模が大きい PSI のキャンペーンを強化する。私たちは、保健、ケア、廃棄物などの優先分野において労働者を組織する。私たちは、若年労働者と女性を対象とする組合リーダーシップ研修を提供する。私たちは、この活動を拡大するために必要な組織内リソースを追求する。
- 2.3.6. 優れたコミュニケーションは私たちの政治的任務にとって不可欠である。私たちのメッセージが加盟組織とメンバー、各国およびグローバルな労働運動、賛同者、国の政府および政府間機関、政策決定者および一般市民に聞き入れられるようにするために引き続き多大な投資を行う。私たちは、主要メディアやソーシャルメディア、非主流メディアを含むさまざまなメディア形態を活用する。
- 2.3.7. 前回の世界大会以降、PSI はウェブ上でのアクセスがしやすくなり、参加や行動の促進が図られた。私たちは引き続き、キャンペーンのプラットフォームである「利益よりも人々を優先」を推進し、加盟組織とパートナーに必要な各種ツールと資料を提供する。
- 2.3.8. 私たちは利用できるあらゆる手立てを駆使して、複雑な問題を理解しやすくし、行動を促す。私たちは、加盟組織や賛同者たちが保有する膨大な量の知識を共有するための新しい方法を見つけ、PSI の優先課題に関して行動をとる意志のある個々のメンバーや活動家との接触を図る。
- 2.3.9. 私たちが最強になるのは、私たちのメッセージが組織労働者の範囲を越えて、公共サービスを頼り民主的統治を望むすべての人々に語りかけるときである。私たちは、私たちのビジョンを共有する労働団体以外の賛同者、すなわち企業の力に挑戦する意思のある公共サービス利用者や進歩的 NGO、一般市民、政府、学者などと共に活動する。
- 2.3.10. 私たちの力をつけるには、あらゆる機会を利用して、より強く、より効果的にならなければならない。私たちは、進捗状況を監視し、自らの行動から学び、自信を持って自らの戦略と戦術を評価する説明責任を維持し、自らのギャップに焦点を合わせて、勝利を手にしなければならない。
- 2.3.11. 成功には、優先順位を付けることと、状況に応じ、学びを通じ適応していく能力が必要である。執行委員会が、世界大会マנדレートにおける優先順位を決定する。地域別、部門別、横断的 (WOC など) な活動計画は、EB の優先順位に沿って策定される。そうすることで、労働者独自の視点を促進し、力を構築し、連帯に基づいて労働者の共通の立場を明らかにし、加盟組織を支援し、グローバル労働運動に影響を与え、政府間機関や多国籍な使用者に対する影響力の行使に労働者の関与の促進を図ることを優先させることになる。

2.3.12. PSI は活動のすべてでこれらの行動を優先し、加盟組織と協力し以下を行う。

- a) 加盟組織の成長と能力養成を支援する
- b) 加盟組織の協調的な国際行動を支援する
- c) あらゆる労働者が含まれる包摂的な組織化と労働組合の権利擁護を提唱し、支援する
- d) 加盟組織のメンバーに最も影響を与える世界的なルール作りの過程において、影響力を高める
- e) 組合開発とコミュニケーション能力を支援し、高める
- f) 同盟を構築し、定期的に活動を評価する

3. すべての人に尊重と尊厳を

3.1. 序

3.1.1. 2023 年の世界大会は、2017 年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。

3.1.2. 私たちは、私たちの運動が多様性を受け入れるものであることを再確認し、多様性が力になることを認めている。私たちのビジョン、そしてそれを実現する能力は、私たちの原則と団結によって支えられている。

3.1.3. 真に多様性を受け入れるには歴史的な過ちを正すことが要求される。差別と闘い、人権を実現し、すべての人に力を与えるには、過去を事実として認め、男性優位反対と脱植民地主義の視点を取り入れ、不公正を是正するための具体的な行動をとり、勢力均衡をシフトさせ、すべての人にとって公正な未来を創る私たちの包摂的な活動を主流化する必要がある。

3.1.4. 質の高い公共サービスは、社会のあらゆる分野において、参加を妨げる障害を取り除く。公共サービス労働者とその組合は、すべての人のための公共サービスを提供し、要求するうえで、そして差別や暴力、スティグマ化のない包摂的な公共サービスの職場を実現するうえで重要な役割を果たす。

3.1.5. 私たちが直面している多重危機は、隠れているように見えて、すぐ見つかるような現在の構造的な不平等を露呈し、その多くを悪化させている。ケア、保健、清掃、教育、保育など、地域社会の機能を維持する最前線の仕事の多くは、女性が中心である。これらの労働者は、過小評価され、賃金が低く、不安定で、人種化され、無償労働を要求され、正式な雇用の権利を否定されている。

3.1.6. 現在、国際的には不平等をなくす措置を求める風潮になっているが、政府の行動がこれと矛盾することは多い。公共部門改革にこの矛盾が反映されることが、あまりにも多すぎる。

3.2. ジェンダー平等と正義のための闘い

3.2.1. 新型コロナウイルス感染症の危機は、ジェンダー平等の危機にもなった。保健、経済、社会の影響は、各ジェンダーに異なる形で及んだ。ロックダウン中は、すでに高いレベルで発生していたドメスティックバイオレンスと女性殺人が増加した。労働生活と経済の分野では、女性の方が経済的に脆弱であり、賃金が低く、非正規で働くため、ジェンダー平等に逆行する動きがあった。特に女性が多い医療・ケア部門では、メンタルヘルスやストレスが懸念されるようになった。また、学校が閉鎖される中、女性は家庭や家族、子どもの教育などの責任を負わなければならなくなった。私たちは、緊縮財政プログラムによって国家がケアの責任を果たせなかった際、公共サービスに代わって無償のケアを提供する女性の参加をあてにしてきた様子を見てきた。インフレ率の上昇、緊縮財政への回帰の可能性、不安定労働はすべて、女性に不均衡な影響を与える。

3.2.2. PSI は、差別形態の交差によって、意思決定プロセスにおける女性の代表性が低下していることを認識する。民間の利益やジェンダー・ウォッシング(実態がないにもかかわらずジェンダーをプロモーションに活用すること)にとらわれた多国間機関は、ジェンダーをめぐる論調を道具と化した。私たちは、社会対話、職場、組合において、貧しい女性、農村の女性、先住民族の女性を含むすべての女性の意見が聞き入れられるようにしなければならない。私たちは、すべての女性に民主的参加、真のリーダーシップ、強力な組織化を約束することに優先的に取り組み、PSI 内部とアドボカシーの場で女性が指導的・代表的役割を果たすように力を与え、支援する。

3.2.3. 私たちは、気候に関する取り組みにおいて、公正な移行がジェンダーに与える影響を考慮し、女性が負う不平等な負担を認め、性別役割分業に対抗し、女性の仕事と女性が多い部門の価値を改めて評価する。

3.2.4. 私たちは、ジェンダー平等、とくに女性に対する暴力、女性が自分の体について決定する権利、避妊と中絶を自由に利用する権利に関する私たちの広範なプログラムに改めて尽力し、長年の活動を称える。女性の権利を求める闘いにおいて、私たちは不平等をより耐えやすくするだけでなく、不平等なジェンダーの力関係を変革し、ジェンダー・トランスフォーマティブ（従来のジェンダー概念や規範を変容させるアプローチ）な QPS を構築するために闘う。私たちは、女性が不平等に対し、より強くならなければいけないとのナラティブと闘い、代わりにより良い QPS、社会的保護、より高い賃金、専門職化、より正規化され不安定ではない労働、そして労働者の権利を要求していく。

3.2.5. ジェンダー・メインストリーミング（訳注：ジェンダー主流化）は、今後も私たちの活動の焦点となる。それには、男性、女性、女性的なアイデンティティを持つ人々、そして従来のジェンダーの固定観念に合致しない人々による積極的な参加が必要である。私たちは、改めて、気候、部門、デジタル化、QPS、経済政策など、PSI と加盟組織の行動のあらゆる分野において、ジェンダーに焦点が当てられるようにする。世界女性委員会（WOC）がこの活動を監督し、ジェンダー指標を開発し、PSI が組織の責任としてその実施状況を監視する。

3.2.6. PSI は、交差性、すなわち異なる形態の差別の交差と同時性を、ジェンダーの平等と正義を求める闘いにおける中心的問題の一つとして認識する。特に黒人、先住民、有色人種（BIPoC）だけでなく、LGBT+の人々は、この文脈において複数の形態の差別にさらされ、それらは相互に依存し、増強し合う。このような背景に対し、交差差別の問題には特別な注意を払わなければならない、可能な限り闘っていかなければならない。

3.2.7. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 女性の地位委員会（CSW）を中心とした国連機関および ILO と協力し、平等とジェンダー・トランスフォーマティブな合意を促すための活動を継続し、国連 CSW 後の行動計画を監視するためのジェンダー・フォーカル・ポイントの確保を図る。
- b) 心理社会的リスクと精神衛生のための対策など、コロナ後の回復計画でジェンダー分析が行われるよう闘う。
- c) PSI のケアの社会構造の再構築に向けた「5 つの R」の枠組み²、ケア・マニフェスト、アライアンス構築、人権としてのケアを求めるキャンペーンを引き続き推進する。
- d) 賃金とジェンダーの公正を実現するため賃金指数と賃金の透明性のために闘う。
- e) 無報酬および過小評価されている女性の労働の価値を定量化し、PSI のあらゆる活動領域で活用できるようにすることを提唱する。
- f) 国および国際的なレベルで、公共のジェンダー・トランスフォーマティブなケアを推進する。
- g) デジタル暴力、ILO 第 190 号条約の批准と実施の推進、団体交渉のモデル協定などジェンダーに基づく暴力（GBV）に関する活動を継続し、ジェンダー・トランスフォーマティブな QPS に関する活動にリンクさせる。
- h) PSI の全部門でジェンダーに関連した労働組合権の活動を強化し、団体交渉と社会対話における交渉力を高め、モデル条項を作成し、第 100 号（同一賃金）、第 111 号（差別禁止）、第 156 号（家族的責任を有する労働者）、第 183 号（母性保護）、第 190 号（暴力とハラスメント）など、ジェンダー平等のための主要 ILO 条約を対象とした批准、実施、監督に関するキャンペーンを継続する。

-
- ² ケア労働の社会的・経済的価値とケアを享受する人権を認識（Recognize）する。
 - ケア労働に報い（Reward）、報酬を与える。
 - 女性の無償ケア労働の負担を軽減（Reduce）する。
 - 性別役割分業をなくし、世帯内、また世帯と国家の間で、ケア労働を再分配（Redistribute）する。
 - 公正で累進的な課税を通じて国家に資金提供の力を与えることによってなど、ケアサービスの公共性を取り戻す（Reclaim）。

3.3 若年労働者

3.3.1. 若年労働者は、依然として未曾有の事態に直面している。彼らは非正規労働に就き、失業に直面し、経済的苦境から身を守るための貯蓄もなく、社会的保護が異なるか、あるいは少ない可能性が高い。

3.3.2. 若年労働者は、職場においてより弱い存在であり、自分たちの権利に対する認識も低いことが多い。ロックダウン中は、教育や研修を受けることが非常に難しくなり、若年労働者ばかりが標準以下の不安定な住宅に頼るといった偏った状況が露呈した。とくにグローバル・サウスでは、民営化された教育と研修によって、職につながる教育や技能形成の利用が制限され、若者は負債を負い、さらなる貧困に陥った。

3.3.3. 今、若年労働者は、経済的、環境的、地政学的に不確実な未来に直面しており、彼らの世代は前の世代よりも高い負担を強いられることになる。

3.3.4. 若年労働者の状況は、公共サービス組合と労働運動が直面する最も深刻な難題のひとつである。私たちの運動の存続と成長を望むなら、あらゆるレベルの組合指導部と活動に若年労働者を勧誘し、組織し、組み入れるようにすることが不可欠である。

3.3.5. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 若年労働者を対象とした具体的なプログラムを継続するとともに、すべての活動が適切で包括的であるようにする。
- b) 若年労働者を組織、勧誘し、PSIの選挙で選ばれるすべての意思決定機関に若年労働者が含まれるようにする。
- c) ジェンダー平等をはじめ、失業、安全で安定した雇用の提供、公平な賃金、教育と訓練の利用といった労働市場の課題に関するものなど、PSIが優先して取り組むキャンペーンにおいて若年労働者の関与を深める。
- d) 若年労働者の労働組合リーダーとしてのスキルとジェンダー研修プログラムを策定し、地域内と地域間のネットワークを促進する。

3.4 移住と難民

3.4.1. 世界で移住を余儀なくされた人の数は10年で倍増し、2021年には8930万人に上った。その中で、災害による国内避難者の数(2370万人)は、紛争や暴力に起因する避難者数(1440万人)の倍近くになっており、気候関連の災害の増加や地政学的な不確実性の高まりによって急速に増加すると予測されている。

3.4.2. パンデミックは、非正規労働に偏って従事する移民労働者の、目に見えない不可欠な役割を浮き彫りにする。家父長的規範、人種差別、不安定性、移民労働の過小評価により、移民や少数民族は、必要不可欠なサービスを提供し続けながらも、感染する確率がより高くなっている。移民の保健・ケア労働者は保健・社会的ケア労働にとって不可欠な存在である。同時に、移民労働者の権利が守られ、労働搾取の余地がないことを保証することが不可欠である。政府は、自国での人材確保のニーズを国際移住やグローバル・ケアチェーンに頼ってはならない。その代わりに、すべての国が質の高い公的保健・ケアサービスのための人材を維持する国際的な取り組みを支援し、グローバル・サウスの国々が労働移動によって熟練労働者を失い、現地の状況が損なわれないようにしなければならない。

3.4.3. パンデミックでは、難民や国内避難民(IDP)は、公共サービスや社会的保護が利用できない状態に置かれることが多く、より脆弱になった。私たちは、連帯と人権に基づき、IDPが公共サービスや社会的保護を受けられるようにするための闘いを続け、彼らを脆弱な立場に置く根本的な原因を解決するために闘っていく。

3.4.4. 現在、国連の移住に関するグローバル・コンパクト(GCM)と難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)によって、グローバル・ガバナンスの枠組みを定めている。PSI は、二国間労働協定(BLA)に関する国連ガイダンスと保健労働者の移住と移動に関する WHO ガイダンスを利用して、社会対話を強化し、BLA に関与する加盟組織の能力を養成する。

3.4.5. 移住、移動、難民の流れに取り組むにあたっては、根本的に人権、人道法、中核的労働基準を尊重しなければならない。各国政府と欧州連合を含む国際機関は、安全な脱出ルートを作り、安全で合法的な移住回廊を確立しなければならない。国家および国際機関は、子ども、女性およびその他弱い立場に置かれたグループに特別な配慮をしなければならない。難民保護、国境防衛、亡命手続き、補助的保護、その他の形態の保護の外部委託は控える必要がある。さらに、重要な熟練労働者の引き抜きや、人権や労働権を損なう一時的な移民制度の導入を止めなければならない。

3.4.6. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 引き続きグローバル政策とアドボカシーに取り組む。
- b) PSI の方針を再確認しつつ、使用者に対し、地位や出身にかかわらず、すべての移民労働者にディーセント・ワークと公正な賃金を提供し、彼らが強制労働、人身売買、賃金未払いなどの搾取的・酷使的な労働慣行に晒されないことを保証するよう呼びかける。
- c) 政府および地方政府に対し、すべての移民と難民がその地位にかかわらず、医療、教育、住居などの基本的なサービスを利用できるようにし、社会的包摂と参加を阻む障壁をなくすよう要求する。
- d) 政府、使用者、労働者に対し、すべての移民と難民が地位や出身にかかわらず、十分な社会的保護を受けられるよう、社会的保護制度とセーフティネットを強化することを求める。
- e) 保健およびケア労働者の移住と移動、社会対話、グローバル・スキル・パートナーシップ、公正で倫理的な採用、二国間労働協定に取り組む加盟組織の能力を高める。
- f) 引き続き移民労働者を組織し、女性移民労働者を中心に労働組合におけるリーダーシップを奨励する。
- g) 気候に関連した移住や強制移住を重視し、適応、包摂、回復力構築のための主な戦略として質の高い公共サービスを擁護する。

3.5. 人種差別および排外主義と闘う

3.5.1. あからさまな人種差別が容認されないことは広く認識されているものの、人種差別は依然として根強い。私たちは、極右の非民主主義的・権威主義的リーダーが、私たちが直面する多重危機を利用して、職場の内外で人種差別、排外主義、差別を誘発するのを目の当たりにしてきた。[ブラック・ライブズ・マター運動](#)のような闘争や、体系的な人種差別への世界的な抗議運動は、世界中に蔓延する体系的な人種差別への反応として歓迎すべきではあるが、まだまだ多くのことがなされなければならない。

3.5.2. PSIは、いかなる形態の差別がない職場を求めて闘う。私たちは、とくにケアの社会構造の再構築を図る PSI の活動に重点を置きながら、すべての人に提供され、人種や民族の違いに基づく差別のない質の高い公共サービスを推進し、多文化的側面を迎え入れる。

3.5.3. 私たちの活動は、[ダーバン宣言と行動計画](#)および[あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約](#)、「[不平等と仕事の世界](#)」に関する ILO の 2021 年の決議やその他 ILO 条約および国連条約に盛り込まれた情報を土台としていかななければならない。

3.5.4. 私たちは、職場の取り組みの策定、実施、監視をはじめ、職場での教育、交差する差別形態や仕事の世界における暴力とハラスメントなど、人種差別的および排外主義的な政治活動に対する組合の組織化に取り組む加盟組織の取り組みを引き続き支援する。私たちは、活動に対する脱植民地主義的なアプローチを強化し、地域の反人種差別・排外主義作業グループを引き続き支援していく。

3.5.5. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 積極的な反差別国内雇用立法を支持する。
- b) 組合に包摂に向けた差別是正政策を取り入れ、人種差別と排外主義のない組合空間を構築し、差別に対処する団体交渉条項を推進する。
- c) 国連、ILO、地域人権機関において PSI の政策を提唱し、ILO 第 111 号条約および米州機構(OAS)の重要な条約である「人種主義、人種差別および関連する不寛容に反対する米州条約(A68)」および「あらゆる形態の差別および不寛容に反対する米州条約(A69)」の批准と実施を促進する。

3.6. LGBT+労働者

3.6.1. LGBT+の人々の平等は、一部の国で大きな進展があったが、保守派の反発によって脅かされている。右派ポピュリストのリーダーと運動は、パンデミックや経済危機など現実の危機と作り出された危機を利用して、戦略的に LGBT+の人々を中傷の標的にして有権者をひどく怒らせ、その結果、虐待、暴力、さらには逆行する法律が増加した。規制がなく、利益追求のためのソーシャルメディア・プラットフォームの成長は、同性愛およびトランスジェンダーに対する嫌悪の増長を図る者の活動を可能にした。

3.6.2. 他の地域では、LGBT+の人々の生活や関係が、いまだに公的な嫌がらせの対象となり、犯罪視され、さらには死刑の対象になっている。トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリの人々は、自己のアイデンティティと人権を否定する法的および行政上の社会、経済、そして医療面における障壁に直面し、その存在さえも犯罪視されている。組合運動は、LGBT+労働者の不平等や社会的排除に対処するうえで多くの課題を抱えている。

3.6.3. PSI と公共サービス組合は、職場、組合、公共サービスの提供、社会における LGBT+の権利を前進させるにあたり、引き続き重要な役割を担っていかなければならない。

3.6.4. PSI は、性的指向、性自認、性徴に根差すあらゆる形態の暴力と疎外化、スティグマ化に反対する。同性愛嫌悪、両性愛嫌悪、トランスジェンダー嫌悪、インターセックスの人々のスティグマ化はいかなる形態でも人権侵害である。PSI は、LGBT+の人々を「修復」または「改心」させることを目的とした強制的で非倫理的な医療・心理的介入を含め、LGBT+の人々に対するあらゆる形態の差別と排除に反対する。

3.6.5. 私たちは、他のグローバルユニオン、ナショナルセンター、ILO、LGBT+市民社会組織とともに主導的役割を継続し、ILO 条約 111 号と第 190 号の対象に LGBT+労働者が含まれているという明示的な確認と、条約の普及に努める。PSI は、賛同者および市民社会と協力して、誤情報、偽情報、ヘイトスピーチの拡散がソーシャルメディアを通じて最も多く行われているグローバルな問題に取り組む。

3.6.6. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 世界的な LGBT+委員会を設立する。
- b) LGBT+労働者のための包摂的な政策と実践、ならびに包摂的な公共サービスの提供に関する教育と優れた事例を加盟組織に提供する。
- c) LGBT+労働者を代表し、差別撤廃、平等待遇、LGBT+労働者にとって包摂的で安全な職場創出を促進する団体協約条項を交渉する加盟組織の能力を向上させる。
- d) LGBT+労働者の社会的包摂と労働市場への参加を促し、組合、公共サービス、職場、地域社会において LGBT+のリーダー、ロールモデル、LGBT+アライの認知度を高める。
- e) 加盟組織および PSI の組織と機構における LGBT+の代表性を奨励・促進し、組合と LGBT+コミュニティとのつながりを強化する。
- f) LGBT+のメンバーが自己組織し、積極的に参加し、指導部に就くことができるように支援する。

3.7. 先住民

3.7.1. [先住民](#)は世界人口の6パーセント、つまり4億7600万人近くを占め、極貧層の19パーセントに当たる。彼らは、征服や植民地化、現在の国家の境界設定のなかを生き延びてきた人々の子孫である。彼らは、その法的地位に関係なく、社会・経済・文化・政治において独自の制度を部分的または全体的に維持している。

3.7.2. にもかかわらず、多くのところで先住民族は社会的に排除され、保健や教育などの公共サービスを利用できず、差別や人権侵害に直面している。こうした侵害は、土地の保持と支配を求めて国家や企業勢力と闘う先住民に対し、武器として使われることが多い。

3.7.3. 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、先住民の健康、生活、生計に影響を与え、交差する不利を増大させた。これまで、感染症や死亡者数を民族別に集計した情報はなかった。[先住民族の権利に関する国連特別報告者](#)は、経済回復措置が先住民やその土地、環境を犠牲にして、採掘企業の拡大を優先し、支援してきたと述べている。

3.7.4. PSIは加盟組織およびILOと共にILO第169号条約の批准を支援し、先住民が現在住んでいる国の枠組みの中で、自らの組織、生活様式、開発を管理し、自らのアイデンティティ、言語、宗教を維持する必要性を認識する。PSIは、自らの土地と自然環境を保持するための先住民の闘いに国際的支援を築くことを改めて約束する。

3.7.5. 政府と政策立案者は、不平等と闘い、気候の緊急事態に取り組み、多文化共生社会を構築するために、伝統的な先住民の知識を迎え入れることができる。PSIは、違いを守るための重要なツールとして、また不利ではなく豊かさとして、[先住民の権利に関する国連宣言](#)を支持する。

3.7.6. PSIは、社会のあらゆる側面に先住民を全面的に含めること、ならびに、パンデミックからの回復に関する措置や公共サービスなど、自らの生活様式に影響を与える事柄について先住民が相談を受ける権利を支持する。

3.7.7. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 先住民の包摂を支持する組合方針を組合内で採用する。
- b) 先住民が文化的に安全な公共サービスを利用しやすくし、先住民の多様な文化的ニーズと期待が尊重され満たされるような歓迎と支援の環境を提供する政府政策の採用を推進する。
- c) 公共サービス労働者が、サービスの受け手である住民のことを確実に考えるようにする。
- d) 公共サービスの雇用慣行が、先住民の目的、希望、雇用要件を確実に認識するようにする。
- e) 先住民の雇用要件だけでなく、先住民の希望を認識したアクセスと採用も含め、公共サービスにおける先住民の雇用に対し、国際的な支援を構築する。

3.8. 障害のある労働者

3.8.1. 障害のある人々は世界の人口の15パーセントを占める。彼らは人権を否定され、仕事の世界で根強い、交差する排除の形態とともに差別を経験することがあまりにも多い。また彼らの懸念は、政策、制度、公共サービスから抜け落ちていることが多い。

3.8.2. 障害のある女性は、不平等な賃金、社会的保護を利用するうえでの障壁、労働市場に参入し、残り、昇進するうえでの障壁という複合的な影響を受ける一方、無償のケア労働という責務の大部分を負い続けている。

3.8.3. 2021年の第109回国際労働総会(ILC)では、「[不平等と仕事の世界](#)」に関する勧告が採択された。この勧告は、雇用創出の促進、均等な機会創出と報酬、確実な差別撤廃、平等・多様性・包摂の促進、普遍的な社会保護の推進のための重要な枠組みを構築した。

3.8.4. 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、全般的にすでにある不平等を激化させた一方、ILO は、回復戦略としての公共サービスにおけるテレワーク導入およびモバイルワーク、デジタル化の急速な拡大が、障害のある労働者に機会を与える可能性があると指摘している。しかし、仕事の世界のデジタル化は、企業において、包摂のための措置を実施しない、あるいは実施できないことの言い訳として使われるべきではない。

3.8.5. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 公共サービスおよび公共サービスの雇用政策に障害のある労働者を社会的に含めるためのキャンペーンを行い、公共サービスにおいて障害のある労働者の職場の権利を向上させる。
- b) 国連機関および ILO において、テレワークとデジタル化の拡大で生まれる機会を含め、公共サービスにおける仕事の世界に障害のある労働者を含めるための基準を提唱する。
- c) ILO 第 111 号条約の批准、実施、監視のための活動を継続し、障害のある労働者を差別から守る ILO の監督メカニズムや他の地域人権裁判所を活用する。
- d) 障害のある労働者にとって包摂的な公共サービスの利用を確保すること、団体協約に具体的な保護条項を盛り込むこと、公共サービスの雇用に割り当て制を導入することを提唱する。

4 地球の限界を超えない公正なグローバル経済

4.1 序

4.1.1. 2023 年の世界大会は、2017 年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。

4.1.2. 2017 年の世界大会以降、多重危機が重なり、資本がいかに深く私たちの社会と経済に浸透しているか、そして政府がそれにどれほど譲歩してきたかが露呈した。

4.1.3. これらの危機は、企業の計略に影響された富裕国が、グローバル・サウスの開発ニーズや労働者階級についてはほぼ考慮に入れずに、国際的な政策決定プロセスを支配しているさまを見せつけた。また、多国籍企業と世界のエリートが、生産的な事業ではなく、搾取、金融化、投機、租税回避、独占資本主義によって富を蓄積していることを示した。

気候変動に対する長きにわたる無知と、生態系と社会の持続可能性よりも成長を優先する政策が、不平等の拡大、化石燃料への世界的な依存を招き、多くの場合で、民主主義システムの弱体化につながった。労働組合は、もし何の変化も起こらない場合に、労働者が、必要な移行に伴うリスクやコストを負担しなければならない、あるいは気候の脅威やエスカレートする気候危機の影響で生じる結末を負わなければならない存在とならないよう、労働者を守る責任がある。

気候変動を抑えるための対策は短期的な雇用の喪失につながるかもしれないが、ILO の活動と報告書は、より持続可能な経済への公正な移行が、雇用を創出しディーセント・ワークを促進する可能性を秘めていることを示す。十分に機能する社会的対話に労働組合が参加することは、その前提条件である。

PSI と加盟組織は、国連のアジェンダ 2030 と世界目標の一環として、持続可能な世界経済を実現するための活動に参加し、推進しなければならない。

4.1.4. 人々は、市場経済は社会の構築物であり、公共の利益のために設計されるべきであり、それを支配する者の利益のために構築されるべきものではないことへの理解をますます深めるようになっている。現在の経済システムの根本的な変革が必要である。

4.1.5. 拡大した質の高い公共サービスに資金を提供し、持続可能性と万人のための人権実現をその中心に据える、進歩的で再分配的な国家の役割を再考するときが来た。私たちは、民主的な国家政府に再び社会的・経済的発展の管理をさせなければならない。

4.1.6. 私たちは、底辺への競争を促し、労働者と環境を搾取し、私たちすべてをより脆弱にするバリューチェーンを改革または解体しなければならない。私たちは、水、エネルギー、保健、ケアなど、人間と社会のニーズを満たすために欠かせないサービスの確保が、経済的義務だけになり下がらないようにしなければならない。私たちは、協同組合、社会および連帯を基盤とするサービスおよび製造業など、大胆な経済的代替手段を開発し、推進しなければならない。

4.1.7. 持続可能な地球に矛盾しない経済には、化石エネルギーに依存した現在の生産と消費のモデルを根本的に変えることが必要とされる。私たちは、富の創出と分配のあり方、経済の組織のあり方をシフトさせていかなければならない。そのためには、労働者、労働組合、地域社会の関与、計画と民主的なリーダーシップに加え、さまざまな分野における持続的で大規模な公的介入、投資、サービス提供が必要である。

4.1.8. 私たちは、幸福と発展の測定方法を見直し、不均衡に女性によって提供されている無償の非公式な労働がこうした測定で見落とされることがなくなり、また、ケアや大半の公共サービスのように評価の低い労働が適切に考慮されるよう努めなければならない。環境破壊や人的被害費用として捉えなければならない。これには別の指標が必要である。

4.1.9. 私たちは、開発とジェンダー、世代間の公平性を実現する持続可能な道筋として、強力な国家介入による産業政策と公正な調達政策を推進しなければならない。景気を刺激するための歳出は、公共サービスや環境にやさしい経済対策に資金を提供することで、私たちの生活をより良くするものでなければならない。

4.1.10. 既得権を有する民間の企業利益の巨大で増大する、責任追及がなされない権力を意図的かつ抜本的に抑制することなくして、代わりとなる経済システムも、それを達成する手段も実現することはできない。多重危機に直面する中、PSI と加盟組織は、地方・地域経済の強化に尽力する。

4.1.11. 私たちは、このモデルを変えることが社会政策として優れているだけでなく、経済的にも合理的であり、平和と正義の基盤となることを説明しなければならない。

4.2. 気候危機

4.2.1. 気候変動は、今や人類にとって、未来の平和と繁栄に対する最も差し迫った脅威である。世界大会は、2017 年の世界大会で確認された PSI の包括的な分析、政策、行動を再び支持し、気候危機をすべての PSI の行動の中心に据えることを優先させる。

4.2.2. 2017 年以降、これまで考えられなかったような暴風雨や洪水、干ばつ、森林火災が過去最悪なレベルで発生し、気候危機の影響がより顕著になっている。国連の気候変動政府間パネル (IPCC) は警戒を最高レベルに引き上げたが、IPCC や科学モデルの予測を上回るスピードで危機が加速していることが明らかになりつつある。

4.2.3 私たちは、公共サービス労働者に直接的なリスクをもたらすこの危機の最前線にいる。

- 労働安全衛生
- 労働量と要求の増加
- 資金不足、人材不足に陥りがちな公共サービスに対する負担の増大

これは、グローバル・サウス、特に小島嶼開発途上国の労働者にとって深刻である。

4.2.4. 政治的な焦点はパンデミックやその他の危機によってわかりにくくなっている。これにより、意思決定者はしばしば、気候危機に対処するための長期的な解決策を検討せずに、当面の危機に対処しようと化石燃料に後戻りすることを助長してきた。ロシアのウクライナへの侵略戦争は、各国がグリーン化を進め、さらなる飢饉を回避するために高いレベルの備えを持つべき時期に、化石燃料の使用を増加させるだけでなく、世界の食糧安全保障を低下させている。地政学的に安全で、十分な資金が投じられた国内再生可能エネルギー能力と食糧生産が必要である。また、人類が誘発した気候変動の影響を摂氏 1.5 度の上昇に抑えるという科学的根拠に沿って、各国が急速に経済を脱炭素化する必要がある。

4.2.5. 各国政府は難しい決断を避け続けている。科学者たちの間ではほぼ全員一致に近い合意があるにもかかわらず、低炭素あるいはゼロ炭素経済への移行はあまりにも遅々たるものであり、一貫性を欠いている。100 万人がより強い政策を求めて行進したにもかかわらず、グラスゴーで開催された COP の成果は、政治的リーダーシップの欠如と企業の激しいロビー活動によって頓挫した。現在の行動は恥ずべきほど不十分であり、抜本的な改革がなければ、今後の COP も失敗に終わるだろう。

4.2.6. 炭素ゼロ経済を実現するには、人々の生産と消費のあり方、富の創出と配分のあり方、都市、地域社会、経済の組織と計画のあり方を根本的に変える必要があることは、今や明らかである。必要とされる変化の大きさ、民間の既得権、膨大な公益性からすると、人類が世界規模の気候災害を防ぐには、計画性のある、理性的で民主的なリーダーシップが必要である。企業の利益追求に突き動かされ、あてにできない市場に任しておけば、必要な変化は起こらないことは、今や明らかである。

4.2.7. 最も際立つのは、エネルギーなどの分野で、個人投資家が移行を十分に進めていない事実である。再生可能エネルギーへの大規模な公共投資とともに、エネルギー部門とサプライチェーン全体の再国有化が不可欠である。地球の建造環境は、エネルギー消費を抑えるためにアップデートが必要である。適応のための計画を確実に立て、実行することが急務である。都市は準備のために多くのことをしなければならない、食料、安全保障、輸送、建設、水、移住など多くの分野にわたって部門別の政策が必要である。私たちの任務は、労働組合としての正しい行動によって、これらの必要なステップが達成されるようにすることであり、また労働者の利益にかなうようにすることである。

4.2.8. 労働組合運動を行う私たちは、計画されたあらゆる施策において社会的側面が効果を発揮するよう、倦むことなく政府や民間部門に働きかける。これは、参加権を通じて国民に広く受け入れられると同時に、より持続可能な新しい繁栄モデルを構築するためにも必要である。変化と適応のコストを、すでに不釣り合いに影響の矢面に立たされ、問題の発生にほとんど関係のない最も弱い立場の人々に押し付けてはならない。農村部の貧しい人々、グローバル・サウス、先住民、女性が意思決定に参加し、各自の具体的なニーズへの対応を実現させることが必要である。気候危機の最前線にいる労働者が、気候変動政策とプログラムの策定と実施に重要な当事者として関与しなければならない。

4.2.9. 企業、汚染者、富裕国、富裕層は、より多くの負担を負わなければならない。グローバル・ノースは、気候変動対策資金、技術移転、グローバル・サウスの損失と損害に対する補償の公平な負担を負わなければならない。これらの資金と技術移転は、質の高い公共サービスと行政の強化を支えるものでなければならない。例えば、市場化の押し付けや欠陥のある「ブレンドファイナンス」モデルなど、新自由主義的な条件を含んではならない。

4.2.10. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 加盟組織に国内の連盟のための立ち位置を策定することを奨励する。
- b) 加盟組織が、気候危機に対処するための重要な解決策として、公共サービス労働者への認識と敬意、そして気候変動に強い質の高い公共サービスへの投資を中心に据える取り組みを支援する。
- c) 労働を議論する世界的な場でアドボカシーを強化し、QPS と気候危機に関して教育インターナショナルおよび国際運輸労連との連携を強化する。
- d) 公正で公平な移行を求めて闘う。その際、労働者、女性や社会的弱者、後発開発途上国に偏った負担をかけるものであってはいけない。高いリスクに晒されているグローバル・サウスおよび小島嶼開発途上国の、そして炭素集約型部門で働く労働者を含む、気候変動の最前線で働くあらゆる部門の労働者が気候危機への計画、移行および意思決定プロセスに関与することを要求する。
- e) メンバー国に対して、各国内での気候危機とエネルギー移行政策措置のコストと便益の配分に関する評価を行なうように求める。
- f) 人類が誘発した地球温暖化を摂氏 1.5 度の上昇に抑えるための変革的な行動に向けて、若者との運動を含む社会運動との協働を通じて気候野心を奨励する。例としては、化石燃料不拡散条約を求めるキャンペーンがある。
- g) 経済動向と政策を一致させることにより、コストを抑えた分配型移行の実現を図る。
- h) 戦略を立て、規制し、需要を創出し、提供する役割を担う強力な国家を通じて、全般的な利益と公共サービス、社会的で環境に配慮したインフラの拡大を図る。
- i) 市民社会組織と協力し、環境・社会危機との闘いにおいて強力な盟友関係を確立する。
- j) 年金基金や投資家に、化石燃料からの投資撤退を求め続ける。

4.3 国際金融機関

4.3.1. 2017 年の世界大会以降、国際金融市場は、効果的な国内および国際規制がほぼ欠如したまま成長を続け、もはや生産的な事業を促進することのない金融体制を作り出した。世界銀行(WB)や国際通貨基金(IMF)などの国際金融機関(IFI)は、民営化、労働市場の規制緩和、有害な構造調整政策の促進を続けてきた。

4.3.2. OECD は、国際課税などの経済問題に関する立場を固め、教育、保健、炭素税といった新しい分野に影響力を拡大している。グローバル・ノースを代表する機関がグローバル・サウスに直接影響を与える世界規模の問題に介入してくることは、経済的新植民地化に懸念多き新たな一章を付け加えることになる。

4.3.3. BRICS 諸国と地域開発銀行が台頭し、その規模は合わせて世界銀行よりも大きくなっているが、新しい開発銀行のモデルは得られていない。植民地的もしくは商業的利益を増大させるために開発資金を利用しようとする世界的な主体が増えただけであることがあまりにも多かった。

4.3.4. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 新自由主義的政策規定、ジェンダー・バイアス、公共部門の支出上限、緊縮財政、民営化を強制する IFI の構造調整政策と融資に反対する。
- b) 税制、貿易、投資、QPS および部門別の問題に関する IFI の政策と行動に影響を与える。
- c) 金融市場とその関係者すべての透明性と拘束力のある規制を要求し、戦略的金融機関の公的所有を適宜要求する。

4.4. 税の公正

4.4.1. 税は私たちの福祉、質の高い公共サービス、公平な移行の資金を提供する。民主主義における納税の義務は、何か見返りを期待する権利を与えてくれる。法人税の脱税は、一般納税者の納税意欲を低下させ、国の税制全体に対する不信感を招く。

4.4.2. この 6 年間で、世界的な法人税のルールに大きな改革があった。グローバルな最低法人税率、法人税の透明性、合算課税への移行という PSI の主な要求は、大きな前進を遂げた。その土台には、税の競争は良くなく、税の協力が不可欠という国際的なコンセンサスに向けた地殻変動があった。

4.4.3. しかし、G20 と OECD の BEPS プロセスは、企業の利害とタックスヘイブンによって薄められ、収益の大部分をグローバル・ノースにもたらした。これらの解決策では、企業の租税回避を止めることも、巨大デジタル企業に適切に課税することも、タックスヘイブンをなくすこともできない。私たちには今、地域ブロックでの協力や一方的な動きを厭わずに、自国の税基盤を保護し、さらなる国際的改革への圧力を生み出す累進課税措置を導入するという各国による新たな動きが必要である。

4.4.4. グローバル化と急速な技術開発により、デジタル通貨がオフショアビジネスの新たな形態となる可能性がある。労働組合運動は、この問題に注意を促し、各国政府と協力して、今後のデジタル・タックスヘイブンに対する国際的な規制を訴えなければならない。

4.4.5. 多重危機に対応するための財政的負担は、その手段を持つ人々、そしてそれを作り出した人々、とくに企業とグローバル・ノースの国々が負わなければならない。PSI と加盟組織は、脱税、租税回避、精力的な節税対策、有害な税競争を防止することを目的とした取り組みにおいて、政府に圧力をかけ、可能であれば政府と協力する。そうした取り組みの前提となるツールが財務的透明性である。

4.4.6. 調和的なルールの利点と、各国が独自の国内ルールを導入し維持する可能性を比較検討することが重要である。世界的な最低税率のシステムは、予測可能かつ比例的で正確であることが重要であ

る。二重課税や、納税者、税務当局、その他関連当局の不合理な事務負担は、公平ですべての国を包含する長期的に持続可能なシステムを構築するためにも、回避されるべきである。

4.4.7. 多国籍企業は、公正な税負担をしなければならず、その税は経済活動が行われる場所で納めなければならない。多くの多国籍企業が脱税し、小企業や労働者よりはるかに少ない税金しか納めていないため、公正な経済を維持する支えが弱められる。

多くの国で、税制における免除や抜け穴が、不要な大企業に有利な利益をもたらしています。また、経済特区はタックスヘイブンとして機能する一方、これを社会・環境基準や労働者の権利を弱体化させるために設置している国もある。投資、技術移転、輸出のためとされる税の減免措置についてはほとんど検証されることなく、労働者への責任を履行せず、労働権を損なう企業への単なるギフトとなっていることが多く散見される。

税制と財政政策は、持続可能な経済発展を支援し、特に鉱業や採掘などの産業において、労働者とコミュニティが対内投資から利益を得られるように、単にロイヤルティや土地使用税を徴収するだけでなく、産業政策を補完しなければなりません。

私たちは、累進課税、25 パーセント以上の最低法人税率、および国際的な法人税合算課税制度の実現、そして資産、富、キャピタルゲイン、金融取引、独占地代に対する課税のさらなる前進を求めて闘う。

4.4.8. 私たちは、税の公正を立証し、労働者が交渉する企業の財務慣行を知るためのツールとして、企業の財務の透明性を要求していく。私たちは、公平ですべての国を包含するグローバル税務ガバナンスを引き続き求める。

私たちは、累進性を伴う国家税制、偽りの免税措置の見直し、累進的な産業政策、そして最貧層、特に女性、子ども、高齢者に負担を強いる定率消費税などの逆進性の高い税への依存を最小限にすることを提唱する。

4.4.5. PSIは加盟組織と協力して以下を行う。

- a) グローバルな税務ルールを修正する戦略の一環として、企業による税の乱用、タックスヘイブン、税の乱用を可能にする会計士や弁護士を暴露し、反対運動を続けていく。
- b) 脱税や租税回避、精力的な節税対策、有害な税競争を防止し、財務的透明性を要求するために、各国政府と国際機関に圧力をかけ、協力する。
- c) 加盟組織に情報を提供し、ロビー活動を支援し、メンバーに対する教育と動員を後押しするために、技術的な支援および女性を考慮した税の枠組みなどに関する政策資料を提供する。
- d) 税に対するこれらの闘いを、民営化反対、質の高い公共サービスのための資金調達、ケアの社会構造の再構築、労働者の賃金・条件の引き上げなど、他の組合闘争と結びつけていく。

4.5. 公的債務

4.5.1. 多重危機に直面しているにもかかわらず、現在の新自由主義経済は、独占的利益、富の抽出、金融化を優先し、奨励し続けている。最近の低金利は経済を支えたが、同時に企業や金持ちを利する株式市場や資産の投機ブームを煽った。生産能力や質の高い公共サービスに資金を投じなかったことが、今、供給上の制約とインフレの上昇を引き起こしている。

4.5.2. 政府が経済の基礎的条件を正す代わりに、準備銀行が金利を引き上げている。これでは、投資不足や経済の金融化だけでなく、意図的に組合の交渉力を弱め、移民労働者を制限したことで生じた労働力不足による供給上の制約を解決することはできない。しかし、金利の上昇は社会で最も弱い立場に置かれた人々を苦しめ、労働者の生活コスト危機を悪化させ、多くの国を公的債務危機に追い込むおそれがある。

4.5.3. その結果は、緊縮財政の新たな波、公共サービスの削減、民営化、失業、労働者の賃金の削減および条件の低下、年金と社会的保護の削減、労働者と消費者への逆進課税、政府が金融機関とその条件に依存することによる民主主義の侵食など、壊滅的な打撃となるおそれがある。公共サービスは負担であり投資ではないという誤解を招く論調は、公共サービスをとりわけ脆弱にしている。

4.5.4. 私たちはその代わりに、後発開発途上国に対する債務帳消し、グローバル・サウスの国々に対する債務救済、先進国に対する人為的な債務比率の撤廃を推進しなければならない。

4.5.5. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 引き続き、公的債務の問題に関して、加盟組織に情報および助言を提供する。
- b) 債務救済を含め、秩序正しい、無謀な債務者や銀行家を罪のない弱い市民や労働者よりも優遇しない、公正な国際的債務支払いメカニズムを推進する。
- c) 誰が債務再編の責任を負うかを決定する前提条件として、公的債務の増加で誰が利益を得てきたかを特定するための包括的なレビューを支援する。

4.6. 腐敗

4.6.1. 新型コロナウイルス感染症のパンデミックでは、最もデリケートで細心の注意が必要な問題にも腐敗がはびこることが証明された。民間部門、公共部門の両方で、ワクチンの製造、配分、調達、価格設定、保管、流通のほか、治療や入院をめぐる腐敗が多くの人命を奪い、何千人もの人々を危険にさらした。

4.6.2. 腐敗はまた、パンデミックやその他の危機の経済的影響に対処するための回復措置でもあった。社会不安、縁故採用、守秘義務契約と監視、監督の弱さが相まって、誠実性がさらに損なわれる。

4.6.3. 腐敗は、公平で手ごろな公共サービスの利用を保証するうえで大きな脅威と見なされるべきである。腐敗は政治家、政策立案者、規制当局、サービス提供者への不信感を生む。このことは、単発の大型契約やコンセッションを認めることが腐敗の主な促進要因であるにもかかわらず、民営化推進派に公共サービスを攻撃する手段を与えてしまう。

4.6.4. 各国政府と労働組合は、強固で効果的な内部告発者保護など、腐敗防止と健全性のための対策を強化し、全体的なガバナンスを改善しなければならない。

4.6.5. 内部告発者は、秘密保持契約および非開示契約の違反を理由に、解雇や投獄を含む嫌がらせ、報復、脅迫を受けることが多い。

4.6.6. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 透明性、説明責任、健全性、腐敗リスクの特定と評価がパンデミック対策やその他対応策に組み込まれるようにする。
- b) 国および国際レベルで、行政を対象とした内部告発者法的保護の枠組みを採択し、改善することを求めて闘う。
- c) 民営化やアウトソーシングの決定において、腐敗のコストが考慮されるようにする。

4.7. 貿易および投資協定

4.7.1. 2017年の世界大会以降、世界の貿易および投資体制は、もはや目的に適っていないことが実証された。知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS) の適用除外に関する世界貿易機関 (WTO) の決定は、現在の貿易システムがいかに命を犠牲にして、グローバル・ノースを中心に企業利益を保護しているかを示している。貿易、企業の利益、汚染者の資産保護が地球を破壊し、その住民の命を奪っていることは、複数の気候サミットで示されている。

4.7.2. WTO が結んだ少数の協定は、巨大 IT 企業の独占権や大企業が乱獲する権利を保護することで、最大かつ最も開発が進んだ国々の利益を守り、公共・民間サービスの規制緩和をさらに進めることに

主に与してきた。投資家対国家紛争解決 (ISDS) メカニズムによって、多国籍企業は引き続き、労働者、消費者、市民、環境保護を求める人々には得られない権利を手にする。

4.7.3. 今日の貿易体制は、国家政府や民主的機関からグローバル企業への権力移行を進め、グローバル・ノースを優遇し、政府の規制能力を制限し、公共サービスを民営化する環境を作り出すというグローバル化のモデルを強いている。

4.7.4. PSI は、グローバルな貿易システムを徹底的に見直し、社会と環境の進歩を支える貿易・投資体制を各国政府が再構築することを要求する。ルールは、国が国家主権と政策空間を守り、経済植民地主義や企業の圧力による強制から自由に経済政策を選択することができる、透明で包摂的、民主的、かつ多国間の場で作られなければならない。そして、人権、平等、社会的・経済的目標を強化・促進し、それらを損なわないものでなければならない。

4.7.5. 貿易ルールは、質の高い公共サービスを提供し、国民の民主的なニーズに応えるために必要な政府の行動を制限してはならない。命を救う民主的な行動に対して企業が政府を訴えることを可能にする投資家国家紛争制度は、あらゆる貿易協定から削除されるべきである。

4.7.6. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 社会的に不公平で不均衡な貿易協定、投資家対国家紛争解決条項および多国籍企業と海外投資家に特権を与えるその他のいかなる要素にも反対する。
- b) 現行および将来の公共サービス、公共調達、コンセッションを既存および今後の貿易・投資協定の対象範囲から全面的に除外することを要求する。
- c) 加盟組織や賛同者と協力して、代替する公平な貿易協定を作成し、推進するとともに、公平な世界的貿易ルールを目指して、政府および国際的議論の場に働きかける。
- d) すべての人に持続可能で公正な成長の分配をもたらす、民主主義、公共サービス、気候・環境正義を強化する貿易政策を求めて闘う。
- e) 貿易相手国が、同一労働同一賃金の実施、団体交渉権の尊重、結社の自由と団結権の確保、ILO 基本条約の批准を約束する公正な貿易協定を確保する。

4.8. 持続可能な開発目標 - SDGs

4.8.1. PSI は、2030 年アジェンダが新自由主義的政策に代わるナラティブを生む一方で、いくつかの重大な欠点が残存している部分があると考えている。最も根本的なのは、失敗したことがわかっている市場メカニズムに過度の信頼を置いている点である。SDGs は達成されないだろう。水、エネルギー、保健、社会的ケア、教育などの公共サービスを提供するために民間資本を誘致する計画は見当違いであり、大手金融機関が理解していないか誤った期待を寄せていることがわかる。これらの企業は、利潤の最大化にのみ焦点を当て、その構造上、人々と地球が必要とする幅広い社会的・環境的優先課題を組み込むことができない。

4.8.2. 2030 年アジェンダは、官民パートナーシップ (PPP) と金融化を公式に奨励しているが、これは、大手金融会社が公共インフラやサービスの資産クラスを作り、それを売却してさらに大きな利益を得られるようにすることで、大手金融会社を惹きつけることが意図されている。しかし、公的資源が民間部門に与えられる場合に、民間部門の介入が公共の利益に適っていることを確認する明確な基準はない。企業の自主的な実施と説明責任のメカニズムは機能したことがなく、義務と強制力を持たせる必要がある。

4.8.3. 成功するためには、政治指導者が過ちを認め、金融危機、気候変動、コロナ危機から教訓を学ぶ勇気を持ち、SDGs をディーセント・ワークと、拡大され、十分に資金が提供され、ジェンダー・トランスフォーマティブで環境に配慮した質の高い公共サービスを中心とするものに改革しなければならない。

4.8.4. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 持続可能な開発に対して、人間中心で、人権に基づいたアプローチをとることを要求する。
- b) SDGs の実施と監視を追跡し、加盟組織と協力して、政府に対し、すべての人のためのディーセント・ワークおよび経済・社会・環境の持続可能性を実現する公約を果たすように圧力をかける。
- c) SDGs の実施を交渉する加盟組織を手助けする。
- d) この活動を、使用者との協定を含む PSI のすべての分野に組み込む。

4.9. 年金

4.9.1. 多重危機がもたらす財政的影響により、緊縮財政や構造調整政策の下で労働者の年金受給権や社会的保護が脅かされるリスクが高まっている。それにより、退職した労働者は貧困に追い込まれることになる。

4.9.2. 労働者の資金を資本とする年金基金が、予算均衡のため、または民営化に資金を投じて民営化されたインフラの支出を支えるために資本を得ようとする新自由主義政府の標的となる傾向が続いた。

4.9.3. PSI は、保障と連帯を提供する公的な年金・退職制度を守る。PSI は、無償のケアや家庭の事情でキャリアを中断されることが多い女性労働者に注目する必要がある。また、キャリアに大きな動きがある可能性のある若年労働者にも、特別な注意が必要である。どちらも、退職後、収入や社会的保護の低下に苦しむことになるかもしれない。

4.9.4. 労働者の年金資金を民営化と PPP に投資することは、質の高い公共サービスと公共部門の雇用の安定を促進する組合の努力に矛盾する。私たちは、労働者の年金基金の管理を行うことで、社会面・環境面での投資成果を確保し、民営化を阻止し、労働者の権利を尊重しなければならない。

4.9.5. 年金基金の受託者は常に最高の利益を追求しなければならず、社会的、環境的配慮はすべきでないという主張を PSI は拒否する。タバコや兵器、炭素集約型産業への投資は労働者のより広い利益にはならないし、非常に投機的で不透明な金融商品への投機にも同じことが言える。

4.9.6. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 公正で公平な退職制度を求め、公的年金制度を守るためにロビー活動を行う。
- b) 受託者責任の定義を広げ、コミュニティに対する社会的、環境的影響を考慮した投資ガイドラインにする。
- c) PPP や炭素集約型産業から投資を撤退させ、年金基金がポートフォリオで気候リスクにどのように対応しているかを評価し、そして炭素ゼロの未来に向けた倫理的投資を支えるための戦略を支持する。世界の労働運動に対して、こうした原則を尊重すること、そして公共サービスと公共サービス労働者の給与、権利、条件を根底から揺るがすような労働者資本の使い方に反対することを促す。

4.10. デジタル化

4.10.1. 2017 年の世界大会は、デジタル化に関する PSI の包括的な分析、デジタル化が労働者、民主主義、公共サービスに与える影響、そして私たちが取るべき行動を初めて打ち出した。世界大会以来、PSI はこの任務を果たすための幅広い活動プログラムを実施してきた。

4.10.2. 2017 年以降、デジタル化や巨大 IT 企業が社会と民主主義に果たす役割について、国民の認識が大きく変化した。もはや、デジタルテクノロジーの拡大は避けられず、望ましいとの主張が広く支持されているという状況にはない。民主主義を操作する巨大 IT 企業の役割、その巨大な市場権力、もともとの規制緩和傾向、労働強度と不安定の助長、労働者の劣悪な待遇、租税回避、ジェンダーおよびその他の不平等の悪化、新型コロナウイルス感染症のパンデミックで生じた多額の利益、私たちと子供たちの

精神衛生への影響、アルゴリズムによる意思決定の無秩序な使用は、望まない形で人々の生活のあらゆる領域に浸透している。

4.10.3. 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、遠隔労働の実践と受容を急速にエスカレートさせた。このような変化が不況時に被雇用者をいかに脆弱にするか、そして無償ケア労働の負担を背負い DV を受ける主に女性への影響に関する認識が高まった。

4.10.4. デジタル経済とテクノロジーは、最も急速に成長し、最も規制の少ない部門の一つである。貿易政策の自由化には、民主的な方法でこの分野を規制しないよう各国を縛る圧力がある。巨大 IT 企業は、貿易交渉において、規制、透明性、民主的統治、税制、労働者の権利が必要とされるときに、グローバル企業の独占権や市場参入を要求している。国の貿易交渉担当者が、国内の政治目標と労働組合の目標を代弁しないことがあまりにも多い。アルゴリズムを使用したツールに対する共同統治がない中、巨大 IT 企業はそのインフラを公共サービス、個人の生活、職場、公共機関にひそかに埋め込んでいる。

飢餓状態にある公共サービスに対する答えとして、多くの国でなされた IT ソリューションの推進は、職場の権利を損ない、多くの場合で民営化やアウトソーシングを促した。

4.10.5. テクノロジーは、民主的に制御され統治されれば、労働者、市民、公共サービスに利益をもたらす、雇用を創出することができる。市民と労働者の情報自己決定権は保護され、強化されなければならない。公共のデータは公的管理の下で処理され、保護されなければならない。巨大 IT 企業が、とくに新しい不安定な労働形態により、新しいテクノロジーを利用して規制を回避し、労働者を搾取することを防止しなければならない。テクノロジーの導入による経済的利益は、労働者と共有され、社会的ニーズを満たすことに向けられなければならない。多様な女性および脆弱な状況にある他のグループが、テクノロジーによってさらに不利な立場に置かれたり、アクセスやコントロールを拒否されたりしないよう、追加の措置を講じなければならない。

4.10.6. 技術革新は本来平等なものではない。IT は、新しい政治的プラットフォームや新しい収入形態をもたらすことで、女性やその他の人々に力を与える可能性がある。しかし、男女の賃金格差を広げ、さまざまな形の差別を強化することにもなりかねない。AI が私たちの生活をどのように変えているのか、社会的格差を解消するためにどのように活用できるのかを公的に議論する必要がある。

4.10.7. 広告収入のために採掘され、労働者を搾取し、民主主義を操作するために使われるデータは、公益のもとで管理されなければならない。労働者は、使用するアルゴリズムを管理し、生成される推論にアクセスし、理解、管理することで、それが搾取的でなく、差別的でないことを確認しなければならない。最終的な判断は人間が行うべきで、決してアルゴリズムに任せてはならない。データは決して金融化されたり、セキュリティ、個人の人格、労働基本権、QPS、プライバシーを脅かしたりするような取引ルールの対象とされるべきではない。

4.10.8. 遠隔労働は常に被雇用者が柔軟に働くための一つの選択肢でなければならない、不安定な労働を生み出したり、社会で無償のケア労働を担う人々（圧倒的に女性が多い）に二重の負担を強いたりするものであってはならない。

デジタル・プラットフォームを経由して提供される仕事は雇用関係とリンクさせなければならない。

労働者はスイッチを切る／連絡されない権利を有し、デジタル技術による雇用者の監視から解放される保証がなければならない。

4.10.9. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) デジタル技術の労働者と市民のガバナンス、およびアルゴリズム管理のために戦う加盟組織を支援する。

- b) 労働組合と職場が共同決定できるようにする。
- c) 貿易自由化交渉と、社会政治的な目的を持って特定の部門の規制を行いたいとする立場の間にある隔たりを明らかにする加盟組織の取り組みを支援する。
- d) 巨大 IT 企業の独占的な経済・政治力を制限するため、そうした企業に対する課税、規制、反トラスト法の適用を求めて闘う。
- e) 公共調達慣行を制限し、テクノロジーのアウトソーシングと民営化を促進する貿易協定に反対する。
- f) 労働者が職場のテクノロジーとテレワーク規制を管理し、その導入から利益を得るためのスキルを身につけるのに必要な教育と研修を利用する権利を求めて闘う。

5. 労働組合と労働基本権

- 5.1. 2023 年の世界大会は、2017 年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。
- 5.2. 新型コロナウイルス感染症によって、公共サービスの大切さが改めて認識されるようになった。私たちは、これが公共サービス労働者の権利も含めた再評価に確実につながるようにしなければならない。最もわかりやすく言えば、これは労働者が組合を結成し、団体交渉とストライキを行う権利を利用できることを意味する。つまり、公共部門労働者が尊厳と敬意ある生活を送り、すべての人に質の高い公共サービスを提供することに専念できるよう、ディーセント・ワーク、生活賃金、適正な労働条件を保証するセーフガードである。
- 5.3. 新型コロナウイルス感染症、気候危機、その他の危機は、コスト削減、民営化、個人用保護具 (PPE) の提供のアウトソーシングや海外移転、安全衛生の規制緩和によって、労働者の命がいかにか危険にさらされているかも露呈させた。
- 5.4. エボラや新型コロナウイルス感染症といった保健上の危機では、こうした危機で労働者が安全衛生に関する意思決定に参加しなければならないことが明らかになり、労働者が尊厳と敬意ある生活を送ることができるようにするための公共サービス、ディーセント・ワーク、社会的保護の大切さを改めて認識させた。
- 5.5. これらの危機はまた、社会対話と団体交渉の力を見せつけた。賃金や労働条件の合意時だけでなく、サービスの(再)設計や適応が必要なときにも労働者を交渉の場に就かせることは、コロナ禍の初期段階において最も効果的な対応の一つであった。これにより、問題を理解し何が有効かを理解している労働者が新しいサービスの設計に参加し、労働組合が必要な変革への同意に関与できるようになった。
- 5.6. 最大の失敗が生じたのは、ビジネスの利害、縁故主義、イデオロギー的な議題が政策を後押しした場面だった。労働者は、物事がうまくいっていない場合に自由に報告できるべきである。強力な労働組合と内部告発者の保護は、余計な費用を回避し、命を救う。
- 5.7. 前回の世界大会以降も、ILO における争議権の危機は解決されていない。危機は続き、他の国際裁判所が争議権と ILO 条約第 87 号は不可分であると断言しているにもかかわらず、世界の多くの場所で労働組合権が蝕(むしば)まれている。EU でさえ、実施することで争議権を含む基本的な権利や労働基本権が脅かされるような計画がある。
- 5.8. 戦争や社会不安に乗じて、政府が労働市場の規制を緩和し、労働者と労働組合の権利を弱め、制限する状況は今後も続く。ウクライナは、紛争のさなかに労働市場の規制緩和が導入された最近の事例に過ぎない。
- 5.9. 私たちは、公正で包摂的かつ安全な仕事の世界を確保するために、正規雇用、ディーセント・ワーク、あらゆる種類の社会的保護、強力な労働市場機構の実現に今後も尽力する。私たちは、女性、LGBT+、その他マイノリティグループの労働者を中心としたすべての人々にとって、差別やいじめのない安全な職場を創出することを求めて闘う。
- 5.10. しかし、そのためには、揺るぎない確かな労働組合権が必要である。これらの目的を達成するためには、政府や使用者の干渉を受けない、強力で独立した組合の存在が依然として不可欠な条件となる。
- 5.11. 私たちは、政府が自由な独立組合と組合活動を非合法化したり、その活動を実質的に不可能にしたりするいかなる場面においても、労働組合権のために闘いを続ける。結社の自由と団体交渉は労働者に力を与える権利であり、私たちは、誰が使用者であるかを問わず、あらゆる部門でこれらの権利を求めて闘い、そして守る加盟組織の取り組みを支援する。

5.12. 私たちは、ILO 条約の批准と国内法による施行が、労働者の権利を確保するための鍵になると考える。私たちは加盟組織を調整し、これらの権利を否定する政府や民間企業の使用者に圧力をかけ、ILOをはじめできる限りの場面で広く実態を暴いていく。

5.13. 意味のある社会対話を実施できない場合でも、労働争議は重要になる。医療労働者や他の部門の労働者による争議行為は、アフリカやグローバル・サウスの地域を中心とする世界各地で、労働者の保護を勝ち取るために重要な役割を果たしてきた。インド、ジンバブエ、ケニアなどでは、新型コロナウイルス感染症が労働者の条件を悪化させ、労働組合権を弱体化させるための口実として使われ、一つの条例が 38 の労働法を 1000 日間消滅させたこともあった。このような企てに対しては、それがどこで起こったとしても、国際連帯のもとで局所的に闘っていかなければならない。私たちは、このような孤立した一時的な措置が各地に広まり、恒久化することを許してはならない。

5.14. 労働者は、この不確かな時代に安全な港に導き、到達を助ける妥協のない大胆な ILO を必要としている。ILO は国連で唯一の三者構成組織として重要な役割を担っているにもかかわらず、その目的・趣旨を蝕み、その地位を占めようとする IMF、世界銀行、WEF などによって、活動が目立たなくなった。

5.15. ILO は今もなお企業からの資金援助を受け、大企業とのパートナーシップ契約を推進し、グローバルプロジェクトや各国プロジェクトの資金として企業から数千万ドルを受け取っている。

5.16. 国連と ILO の内部「改革」は、職員の短期契約、フレキシブル契約、臨時契約を標準的な状態にし、その公約を果たすための手段に逆行し、対抗している。ILO はフィラデルフィア宣言の原則に立ち返り、「労働は決して商品ではない」「一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」「表現および結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない」ことを保証しなければならない。私たちは、ILO の監督メカニズムを強化し、第 151 号条約や第 154 号条約にうたわれる公共部門労働者の権利が強化され、批准され、実施されることを保証しなければならない。

5.17. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 公共サービス労働者に労働基本権が保障されるようにし、これを達成するためにあらゆるレベルで取り組む。
- b) デューセント・ワーク、暴力とハラスメントのない安全で健全な労働条件(研修プログラム、報告メカニズム、影響を受けた労働者への支援サービスを含む)、生活賃金、職業キャリア、公的年金制度を擁護する。
- c) 労働基本権としての争議権を守り、擁護し、加盟組織および世界的な労働運動と協力して、争議権に対するあらゆる攻撃と闘う。
- d) あらゆるレベルにおいて、あらゆる形態の団体交渉を促し、公共サービス労働者の利益に関わる問題について地方、地域、国の行政と議論を交わしていく。
- e) 組合活動が原因で迫害されて獄中にある組合活動家の釈放と公共サービス労働者の復職を求めて闘う。
- f) 引き続き加盟組織を動員し、連帯キャンペーンと緊急行動要請を活用し、政府と機関に対するロビー活動を行い、国際派遣団を組織して参加する。
- g) ILO 専門家会合に参加し、加盟組織による ILO 監督メカニズムへの提訴を援助する。
- h) 基準適用委員会(CAS)やその他 ILC の委員会で、引き続き公共サービス労働者とその利益を擁護する。

- i) ILO 条約第 151 号および第 154 号の批准を推進する。
- j) ILO 監督メカニズムにおける研修を含め、組合開発プロジェクトを通じて引き続き加盟組織の能力を構築する。
- k) ILO の資金調達改革は、企業の利害から組織の独立性を保証するものでなければならない。組織のプロジェクトの選択は、ビジネスの利害ではなく、労働者の利害に基づかなければならない。重要な労働組合プロジェクトの実施に不利になってはいけない。

6. 民営化との闘いと QPS の推進

- 6.1. 2023 年の世界大会は、2017 年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。
- 6.2. 新型コロナウイルス感染症は、私たちの経済・社会的幸福を確保する上で、公共部門が中心的な役割を担っていることを実証した。数十年にわたり、資金削減、過小評価、アウトソーシング、民営化を通じて意図的に QPS が侵食された結果、経済的・人的被害が生じたことが明らかになった。これらは、多様な女性やグローバル・サウスの労働者、その他の脆弱な立場にある人々が不当に被ってきたことである。
- 6.3. 公共サービスは非効率で無駄が多く、経済に負担で質が悪いという多くの通念が打ち砕かれた。民間部門が人々のニーズに迅速かつ効率的に対応する公共サービスを効果的に提供できないことは、今や明らかである。
- 6.4. また、新型コロナウイルス感染症は、再公営化は可能であり、現実的で、必要であることを示した。医療施設やケアホームから医療用品の工業生産まで、再公営化と強力な公的介入によって無数の命が救われ、経済活動が維持された。また、政府は意志があれば QPS に資金を提供することも明らかになった。
- 6.5. しかし、グローバル化した新自由主義経済で多重危機が重なり、その結果生じた経済的影響により、私たちは現在、債務の増加やインフレ、世界経済の減速に直面しており、緊縮財政、さらなる民営化、公共サービスに対する攻撃が生じるおそれが出てきた。
- 6.6. 私たちは、金融化した資本主義の容赦のない成長が、公共サービスに民間資金を誘致するために公的補助金の利用に拍車をかけるさまを目の当たりにした。金融部門の関与、とくにプライベート・エクイティは新たなリスクの増大をもたらす。公共サービスの支配を拡大させる金融利害関係者は、公共サービスを管理する専門知識を持たず、むしろ可能な限り多くの資本を引き出すことが得意だ。こうした主体が、ほとんど規制がなく、透明性もほぼ確保されないまま、しばしば多国籍機関から暗黙の、あるいは露骨な支援を受けて活動している。
- 6.7. 古いシステムを再構築してもうまくいかないことは、今や明らかである。私たちは、再び力を与えられた公共サービスを核とした抜本的な改革を必要としている。公共サービスが私たちの安全を守り、人権を実現し、ジェンダーやその他の不平等を是正するという私たちのビジョンは、広く理解され、説得力のあるものでなければならない。
- 6.8. 公共サービスの前向きでダイナミックな効果が認識されるべきである。社会サービス、保健部門の医療サービス、教育、子どもと若者の託児など、公共サービスや公共の福祉は、経済、そして市民一人ひとりにとってプラスの効果をもたらす投資である。社会の持続的な成長は、十分に機能する公共部門と公共インフラに依存する。
- 6.9. 世界人権宣言に基づき、国家は社会経済的権利の完全な実現につながる政策やプログラムを推進する義務を有する。政府は、人権と開発の追求において国家と公共サービスに力を与えるための手段を取り戻さなければならない。グローバル機関は、SDGs を達成するための資金と規制環境を確保するために、緊急かつ抜本的な行動を取る必要がある。
- 6.10. 私たちは、賛同者との活動を再び活性化させ、民営化と闘い、インソーシングを推進し、公共交通、公営住宅、エネルギーなど、見過ごされた公共サービスの戦略的役割を要求していかなければならない。私たちは、公的な提供を核としたケアの社会構造を再構築し、不平等や無償のケア労働負担を是正するうえで質の高い公的サービスが果たす重要な役割を強調しなければならない。
- 6.11. 私たちは、若者や女性、不利な状況に置かれたグループに訓練と安定した雇用機会を提供する主な存在としての公共部門の役割を強化しなければならない。私たちは、QPS が十分な訓練と支援、


給与が確保された労働者によってすべての人に提供されるために、QPS に持続可能で十分な資金を確保しなければならない。

6.12. 気候危機に対処するために必要な変革は、公共主導であって初めて成功する。今必要とされている急速かつ抜本的な変革は、公的介入、公的融資、公的規制、大幅な公的提供なしには不可能である。私たちは、教員、医療従事者、ケア労働者、文化事業職員、自治体職員、政策立案者が私たちの生活を向上させ、二酸化炭素排出量も少ない存在であることを常に国民に気づかせなければならない。持続可能でジェンダー・トランスフォーマティブな質の高い公共サービスは、グローバル・グリーン・ニューディールに対する私たちの要求の中心でなければならない。

6.13. 労働組合、市民、労働者は、公共サービスへのデジタルテクノロジーの導入にあたり、共同で決定しなければならない。公共サービスへのデジタルツールの導入は、コスト削減の手段であってはならず、民営化やアウトソーシングを促すものであってはならない。

6.14. デジタル化によって、国民の安全と保護を保証するのに重要なデータを民間企業が所有し、管理することがあってはならない。各国政府はデータ主権を守り、公共サービスの統治、規制、提供に必要な重要なデータのアクセスを保証しなければならない。

6.15. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 人権の実現を可能にする、力を得た、ジェンダー・トランスフォーマティブで質の高い公共サービスを中心に、公正な経済の新たなビジョンを推進する。
- b) 緊縮財政の実施を直ちに中止し、公共サービスと国のインフラへの公共投資を増加させる拡張的財政政策を求めて闘う。 
- c) 再公営化を推進し、質の高い公共サービスを取り戻して拡大する加盟組織の取り組みに実際に役立つ支援を提供する。
- d) 気候危機に対する公共主導の解決策を求めて闘う。
- e) 民営化の脅威の所在をより明らかにする。
- f) 金融化を理解し、加盟組織の経済研修に取り入れる。
- g) データを公共財として保持する代替策を理解・推進する。
- h) 労働組合と市民社会組織の連携を構築・強化する。

7. 各部門を強化する

7.1 序

7.1.1. 私たちの活動の多くは、各部門を通じて推進される。各部門のネットワークは、PoA や地域の優先課題と一致する加盟組織の優先課題を反映した各部門の計画を策定するべきである。この計画は、PSI が地域と小地域、国内調整委員会を通じて、加盟組織と共に世界規模で実施される。2023 年の世界大会は 2017 年の世界大会の分析、政策、行動を支持し、以下の優先課題を打ち出す。

7.1.2. 各部門の計画は、脅威、機会、優先する研究、部門別・国別・地域別・世界的なアドボカシーの必要性、成長戦略と戦略的小部門、優先する能力養成、加盟組織の協議にはどのようなものがあるかを確認し、部門ごとの組織化および交渉の目的を盛り込んだものとなる。この計画は、労働組合権、組合開発・国際連帯、民営化、分野横断的な活動を統合し、QPS の利用者、市民社会、その他賛同者とのように協力関係を構築するかをまとめるものとなる。

7.1.3. 労働者には単一の部門にあてはまらないグループがある。気候危機と新型コロナウイルス感染症の危機では、私たちの安全を守るうえでファースト・レスポnderとケア労働者が果たす重要な役割と、彼らがいかに過小評価され、資金不足と支援不足に陥っているかが同時に強調された。私たちは、このような労働者のグループを対象としたネットワークや計画を設置していく。

7.1.4. ファースト・レスポnderに関する私たちの活動には、消防、警察、救急車、保健をはじめ、水・エネルギー・運輸・教育など現場の最前線で働く労働者が含まれる。PSI は引き続き、「公共緊急サービスにおけるディーセント・ワークに関するガイドライン」にあるように、訓練と安全な装具に資金を投じること、政府間の連携を高めること、今後の計画にファースト・レスポnderを体系的に関与させることを提唱していく。私たちは、ファースト・レスポnderが労働組合権を否定されないようにすることを優先する。

7.1.5. ケアにおける私たちの活動は、高齢者介護、障害のある人々のケア、保育、長期介護などを扱う保健、地方・地域政府、教育、国家行政において、公共、民間、非営利を問わず、部門を超えて継続する。私たちは、地方レベルおよび国際レベルで、人権としてのケアを求めて闘い、ケア・マニフェストを推進し、専門的な基準を提唱し、ケアの商品化に反対し、労働者を組織し、同一価値労働同一賃金と賃金・条件の向上を求めて交渉する。私たちは、コミュニティ保健労働者を組織化し、支援する活動を続ける。

7.2 保健および社会サービス

7.2.1. 2017 年の世界大会以降、世界の保健・社会的サービス・ケアシステムは新型コロナウイルス感染症によって大きな損害を被った。私たちが鉱業、伐採、工業型農業などを通じて世界で自然の生息環境を侵害し続ければ、今回のようなパンデミックがさらに頻繁に生じ、グローバル化によってその拡大が加速されるだろう。

7.2.2. 資金削減、断片化、民営化、アウトソーシングといった新自由主義的政策によって、すでに静かに、そして意図的に力を奪われていた保健・ケアシステムは、新型コロナウイルス感染症の圧力増大を受けて崩壊した。

7.2.3. こうした政策を支える人材配置モデルは、人員不足、不安定な労働、非正規雇用を助長し、十分なスキルや訓練を用意しなかった。これらのシステムの持続可能性は、女性の労働や女性化された労働と移民労働の過小評価と搾取を土台に、意図的に築かれた。

7.2.4. 早期の警告、専門的な指導、世界的な調整を目的に置かれた国際機関は、地政学上の緊張、資金削減、企業の巨大な影響力によって妨害を受けた。

7.2.5. 無駄に長い民営化されたサプライチェーンは、労働者と一般市民の安全を守ることができなかった。民営化された長期介護施設で発生した不必要な死に世界中が震撼した。ヘルスケア企業や製薬企業が巨額の利益を上げている間も、政府は民間部門の失敗を修正し、人々の安全を守るために各所で介入した。

7.2.6. 保健および社会サービスには、感染の拡大を防ぎ、対抗するための清掃や衛生の強化も含まれる。この取り組みは、新型コロナウイルス感染症の経験の延長線上にあるものとして、維持し、認識されなければならない。清掃と衛生は、特に社会および保健部門で優先され、価値ある熟練の職業として認識されなければならない。

7.2.7. これらの不足に対処するため、特にパンデミック時には、多くの豊かな先進国が、医療体制が脆弱な貧困国から医療・介護労働者を積極的に国際採用することに頼ったが、これは「保健医療人材の国際採用に関する WHO 世界実施規範」(WHO 規範) および「WHO 保健人材の支援・セーフガードリスト」の原則に反している。

7.2.8. 労働者の死亡、病気、退職、あるいは劣悪な労働条件と賃金に不満を抱いての離職が増え、保健労働者が世界で大幅に不足した。

7.2.9. 保健・ケア労働者が英雄視され、皆に賞賛されたのは束の間だった。やがて経済危機と生活コストの危機が迫り、新自由主義的な政策の失敗に再び注目が集まった。ウイルスによってまだ何百万人もの人々が犠牲になっている一方、大手製薬会社とその影響下にある政府(主に欧州)は、人命を守るのではなく、企業の将来の知的財産権と利益を守るための守りを固めた。

7.2.10. 新型コロナウイルス感染症は、考え方や政策の急速かつ抜本的で広範にわたる転換という遺産を残さなかった。むしろ、残されたのは、不満や怒りを抱えた労働者、交渉を有利にする労働力不足、問題意識の高まり、変革の可能性であった。つまり、変革のための運動を起こすための土壌がますます豊かになった。組合は結集してこれらの労働者を組織し、変革のための原動力を導く助けとなるべきである。

7.2.11. 現在、世界中の保健・社会・ケア組合は、労働者を組織・動員し、利用者や地域社会と協力関係を築き、変革に必要な力を構築している。争議行為と変化に向けた欲求が各地で高まっている。PSI はこの闘争において重要な役割を担う。

7.2.12. 世界大会は、第 30 回世界大会の決議第 41 号を改めて支持し、「労働における基本的原則及び権利」(FPRW)に含まれる労働安全衛生の ILO による規範化を活用したアドボカシーを通じて、保健労働者の職場の安全衛生を促進することに尽力する。世界大会はまた、決議第 22 号を改めて支持し、(保健・社会部門の)労働者の心理社会的幸福に向けて、職場における精神衛生に関する WHO ガイドラインの完全実施を引き続き提唱する。

7.2.13. 世界大会は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、自然災害や人災、公衆衛生上の緊急事態を含む緊急事態の波の観点から、第 30 回世界大会の決議第 37 号を改めて支持する。

7.2.14. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 経験を共有し、優先課題を定め、学び、集団アクションを起こし、地域機関への関与を調整するための幅広い戦略の一環として、地域・小地域のネットワークを強化する。
- b) 医療の提供、保健の雇用、保健部門のディーセント・ワークという課題に対する資金を大幅に増加させる政府の国家・地域・世界的公約を実現させる。
- c) 新型コロナウイルス感染症のパンデミックのような命にかかわる世界的な医療危機を回避するために、十分な資金に支えられた強固で普遍的な公衆衛生・ケアシステムを求めてキャンペーンを展開する。

- d) 保健とケアの商品化・商業化に反対し、民間事業者が行使する力を弱める。
- e) 保健・ケア・社会サービス労働者の権利を擁護し、政策を変革するための力をつけさせ、企業権力に対抗するために、民間企業の労働者を割り出し、組織する。
- f) 保健・ケア部門の労働者を対象とした包括的な組織化プログラムを構築する。
- g) 一握りの企業の富ではなく、人々の健康のためのニーズに基づいた在庫とフローを確保するために、世界的な保健サプライチェーンの再構築を提唱する。
- h) 保健サービスと緊急事態への備えに対する投資が少ない状況を悪化させ、開発金融によって活用されることが多い保健サービス民営化の圧力を高める緊縮財政措置に抵抗する。
- i) 「すべての人のための健康」を実現する普遍的な公衆衛生システムを支えるために、必要なスキームを備えた十分な数の保健労働者を確保するキャンペーンを展開する。
- j) 保健・ケア労働の再評価、労働条件の向上、同一労働同一賃金、教育と研修の改善を訴え、非正規労働と職場の暴力に反対するために闘う。
- k) 職場と家庭における女性の有償・無償の労働に偏って依存するケアの社会構造を再構築し、保健制度と統合されたより良い公共モデルを要求し、人権としての質の高い保健およびケアを提供する。
- l) 1977年の看護職員条約(第149号)、1977年の看護職員勧告(第157号)、看護師およびケア・保健労働者の職業上の問題に関する一般調査のフォローアップに影響を与える。
- m) 専門的な基準、賃金、条件を求めて闘うためにケア部門における私たちの活動を拡大し、世界および地域のケアネットワークを統合するとともに、ケアの商品化に反対し、コミュニティ保健労働者を支援し、ILO、WHO、国連などの国際機関や多国間機関に働きかけ、関与を促す。
- n) パンデミックの予防、準備、対応、ならびに普遍的な医療の提供に関する国際協定の策定と実施に影響を与える。

7.3. 地方および地域政府 (LRG)

7.3.1. 新型コロナウイルス感染症、気候危機、不平等の拡大は、再公営化と LRG サービスに対する公共投資を受け入れ、要求する声の高まりに寄与する。

7.3.2. 同時に、十分な資金が確保できず、自治体の財政システムの改革が貧弱だったことで、公約を果たすために必要な持続可能な資金に支障が及び、多くの LRG で赤字を増大させている。その結果、社会の分断が進み、質の高い地域公共サービスを公平に利用し、危機に適切に対応するために不可欠な人材配置、スキル、適正な労働条件、適切な賃金にも支障が及ぶ。さらに、民営化とアウトソーシングの圧力も増す。その結果、施設が貧弱になり、サービスが低下し、十分な熟練労働者が集まらなくなるといふ悪循環に陥る。

7.3.3. LRG 職員とその労働組合は、依然として高い水準の不安定な雇用に苦しみ、結社の自由や団体交渉の権利も制限されている。LRG の職業は、労働安全衛生の問題を抱えるほか、訓練の機会が乏しく、気まぐれな政治サイクルから保護されるべき重要な公共サービス労働者としての認識もない。

7.3.4. LRG は、デジタル化された公共サービスや行政が、市民や利用者と最も多く接触し、コミュニケーションを図る場であることが多く、同時にデジタル化に最も多くの公共サービス労働者が関与したり、影響を受けたりする場でもある。

7.3.5. 多くの場所において、こうした圧力が、有意義な労働者の参加を得て民主的に統治された新世代の地域公共サービスに地域社会、労働者、労働組合が参加する、革新的な地域的解決策を後押しする。

7.3.6. 温室効果ガスの排出量は都市が世界の 70 パーセントを占め、世界のエネルギーの約 3 分の 2 を消費している。2050 年には世界人口の 68 パーセントが都市部に集中すると予想される。LRG サービスと労働者は、緊急事態、災害、気候危機に対する最初の防衛線である。LRG 労働者が政策の立案と実施に関与せずには、これらの課題は何一つ解決できない。

7.3.7. 上記に加え、LRG の他の優先課題に取り組むために、PSI は加盟組織が協議する LRGNext2021 を開催し、続く 2022 年に LRG グローバル・ネットワークが [2022~2027 年行動計画](#) を採択した。行動計画は、共通の優先課題に関する加盟組織のアクションと、LRG 部門における PSI 書記局、地域、小地域の取り組みを導く政策ロードマップである。

7.3.8. 世界大会は、LRG グローバル・ネットワークの [2022~2027 年行動計画](#) 実施に尽力する。PSI と LRG 加盟組織は行動計画を実施し、とくに以下のことを行う。

- a) グローバル LRG ネットワークのバーチャル会合を年 2 回開催し、公的資金調達、組織化・労働組合権、労働安全衛生、公共調達、再公営化、インソーシング、気候、災害、環境、スキル開発などの優先分野のテーマ別作業グループを召集する。
- b) 労働安全衛生 (OSH) およびジェンダー・交差性の分析を行い、特定の LRG 職のためのガイドンスを作成したうえで、これを組織化と団体交渉に活用する。
- c) PSI の「利益よりも人々を優先 (PoP)」デジタル・プラットフォームを利用して、権利が脅かされる LRG 組合と労働者を支援する世界規模の連帯アクションを速やかに動員する。
- d) 女性市長や LRG 女性組合リーダーのいる都市で、適正な労働条件、地域の QPS への公平なアクセス、ジェンダー／ケアトランスフォーマティブな都市政策などの優先課題を進めるために、市・町・地域レベルで他の労働組合や社会的パートナーと共同のアクションを試験的に実施する。
- e) LRG の使用者と対話を継続し、資金調達、インソーシング、気候などの共通の懸念について、世界および地域の戦略的な政策フォーラムで共同アドボカシーを行う。
- f) テーマ別 LRG や C40、U20、ICLEI、レインボーシティなどの都市ネットワークとの対話を始め、前進させる。
- g) デジタル化が質の高い公共サービスに与し、公共サービスの縮小や労働者に対する攻撃につながったり、ジェンダーに基づく暴力を含む暴力とハラスメントを増加させたりすることがないようにする。

7.4. 公益事業

7.4.1. 上下水道、発電・送電・配電、廃棄物収集・処理は、都市化する社会をますます支える基本的サービスである。多くは自然独占であり、管理がうまくいかず資金不足の場合には深刻な社会的、経済的問題を引き起こす。

7.4.2. 気候危機と新型コロナウイルス感染症は、これらのサービスが、独占力を使って過剰な利益を生み出す企業の管理には適さないことを改めて示した。エネルギー企業が市場原理を乱用し、危機的な状況下でエネルギー価格をつり上げたことへの怒りが、エネルギーの再規制や再国有化の議論に火をつけた。再国有化は幅広い支持を受け、フランスなどではそのプロセスが始まった。

7.4.3. 民営化し、公的補助金を利用して民間資金を呼び込み、民営化されたサービスを金融化する政策により、プライベート・エクイティ投資家がこの「市場」に参入しやすくなった。グローバル機関は、水、廃棄物、エネルギーなどの中核分野で SDGs を達成するために十分な資金を用意することができないばかりか、その気もないようだ。今や 2030 年までに SDGs が達成される見込みはほとんどない。

7.4.4. エネルギー部門における化石燃料から自然エネルギーへの移行は、十分な速さで実現されていないばかりか、実施している国も足りていない。水・エネルギー部門における大幅で抜本的な変革はもはや避けられなくなった。地球を破壊的な気候事象から逃げられなくさせた市場の失敗を覆すには、政府による大幅な緊急介入が必要である。再生可能エネルギーに大規模な公共投資を行うことで、エネルギー部門全体とサプライチェーンを緊急に再国有化する必要がある。

7.4.5. 現在発生し、そしてますます増加する暴風雨、干ばつ、洪水、火災、移住、大規模な農業破壊に対し、水道システムは水が極端に多い、または少ない状況を管理するために素早く予期、計画、適応することが求められている。ジェンダーや社会・経済的影響を十分に考慮しつつ、これを直ちに実現できるのは、公有公営のサービス以外にない。

7.4.6. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 安全で信頼できる手ごろな上下水道を享受する人権を確保するための国際的な義務を果たすために、各国政府に確実な行動を喚起する。
- b) 民主的に所有される公益事業部門、水、廃棄物、エネルギーの再国有化、社会・環境の目的を果たすための包括的な管理、将来発生する気候関連の課題に対処するための、公的な風力発電、太陽光発電、その他再生可能エネルギー生産への大規模な投資を求めて闘う。
- c) エネルギー民主主義のための労働組合連合と引き続き緊密に協力し、グローバル・サウスの組合によるこの活動のための能力養成を支援する。
- d) こうした変革の影響を受ける労働者が、移行による不当な負担を負わされないようにする。

7.5. 国家行政

7.5.1. 新型コロナウイルス感染症、気候変動、自然災害などの危機は、地域社会の安全を守るために国家行政が不可欠であることを実証している。コロナ禍での国家行政の役割は、政策立案やワクチンの調達、配布、流通など多くの面において不可欠であった。このような、重要かつ求められるものの多い作業が、数十年にわたるコスト削減と政策・専門知識のアウトソーシングによって土台を蝕まれ、多くの国の国家行政や管理機関は準備不足に陥り、大手コンサルタント会社や企業に攻略されやすくなっていった。これに伴い、専門の公務員が提供する助言の独立性が脅かされることも多かった。

7.5.2. しかし、公務員の経験や教訓はかけがえのないものである。将来の危機やパンデミックに立ち向かうためには、独立した政策立案と、緊急サービス労働者のように複数部門にまたがる例も含め、国家行政に携わる労働者すべてに資金を投じることが優先されなければならない。

7.5.3. 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、デジタルテクノロジー、とくにインターネットを利用したテクノロジーの導入と依存を招いた。その結果、健康や教育などの公共財へのアクセスにおける不平等が際立った。基本的かつ無料、公平で、質の高い公共サービスの利用を約束するには、設計が不十分なデジタル化プログラムや AI から国家行政の仕事とサービスを守ることが不可欠である。

7.5.4. パンデミックにいち早く対応したファースト・レスポnder は国際公務員だった。WHO、ILO、国連、EU などからの政策助言、情報、物資の援助は、パンデミックに対処し、人命を救うために不可欠であった。

7.5.5. しかし、国連内部の「改革」は、その独立性と信頼を深刻な危険にさらす。国連の業務は、職員の短期でフレキシブルな臨時契約が普通であり、基本的労働基準と適正な労働条件に届いていない。国際公務員の「ウーバー化」は、国際公務員の独立性を支える数々の国連の原則やルールに逆行し、反するものである。

7.5.6. 国家行政に携わる労働者と国際公務員が労働基本権と労働組合権を享受できるよう支援することは、彼らが独立した政策助言を行えるようにするうえでの鍵となる。

7.5.7. PSIは次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) ILO第151号条約の批准と実施を推進し、国家行政のあらゆる分野で労働組合権の承認を求めて闘う。
- b) デジタル化が公共サービスの削減や労働者に対する攻撃ではなく、また、ジェンダーに基づく暴力などの暴力とハラスメントを増加させることなく、QPSに与するようにする。
- c) 根拠に基づく助言を提供する際の公務員の独立性と彼らが果たす重要な役割を擁護し、推進する。
- d) 国際的な政府組織で働く労働者が、団結権、団体交渉権、苦情に対する法的救済など、職場の基本的な権利を獲得できるよう支援する。
- e) 大使館、領事館、公館の現地職員のために、労働者の権利を保護するためのキャンペーンを行う。

7.6. 教育補助、芸術、文化、およびメディア

7.6.1. 教育補助・メディア・芸術・文化事業職員(ESCW)は、世界的なパンデミックで、未曾有の困難に直面した。教育・文化施設の閉鎖は、教育の成果に支障を来し、同部門の大部分において不安定な労働を露呈させた。

7.6.2. バーチャル学習を素早く導入するプレッシャーから、通常の評価を経ずにテレワークのプロセスが常態化したケースが増えた。また、職場復帰は学校での疾病管理に深刻な問題をもたらした。どちらも同部門の労働者のストレスを増大させた。こうした経験は、質の高い公教育、文化の発展、地域社会の機能を届けるために、職員が計画策定に参加することが重要であることを立証している。

7.6.3. ESCW は、女性の権利、制度化された人種差別、性自認、性的指向、先住民の権利、職場や家庭の暴力、環境問題などに対処するために、継続的な問題を扱っている。

7.6.4. ESCW 部門は引き続き民営化の主な標的であり、世界的な人員不足がこの状況をさらに悪化させている。ESCW 部門の業務が企業の管理下に置かれると、質の高い普遍的な公教育の提供、芸術と文化の発展、独立した重要なカリキュラムの提供、有能で経験豊かな職員の確保と維持を実現する力が脅かされ、最終的には民主主義の土台が危うくなる。特にパンデミック時には、虚偽の情報を防ぐために公共放送機関がいかに重要であるかが明らかになった。したがって、これらの機関を維持し、メディア関係者を保護し、その権利と自由を強化するための措置は、メディアの自由を守ることにもつながり、結果的に民主主義を保護する。

7.6.5. 文化事業は人類にとって不可欠であり、パンデミックからの回復と癒し、そして人権、平等、正義に関するコミュニケーションにおいて重要な役割を担う。同部門はまた、経済に大きな利益をもたらし、真の経済回復に重要な要素でもある。

7.6.6. 芸術・文化の実践者は、私たちが過去を保存し、自分が誰であるかを考察し、どのような人物になれるかを想像する助けとなる。文化事業職員は、社会への独自かつ重要な貢献が認められ、職場において尊厳と敬意をもって扱われる価値がある。

7.6.7. 前回の世界大会以降、ネットワークは、教育補助職員のための労働者マニフェストと文化事業職員のための労働者マニフェストを承認し、パンデミックで大きな被害を受けた文化事業職員の窮状にさらに焦点を当てるよう呼びかけてきた。どちらも、私たちの今後の活動の指針となる。

7.6.8. PSI は、質の高い公教育を擁護し、地理的要因によるものでも、所得、ジェンダー、テクノロジーの利用環境、または特別な学習ニーズによるものでも、教育の不平等を打開することに改めて尽力する。

7.6.9. PSI は次のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 地域社会と民主主義において ESCW が有する中心的な役割と、民主的、包括的、反差別的な価値観を促進するうえで果たす役割を推進する。
- b) 普遍的で無償の公教育を推進し、労働基本権を擁護し、安全な職場、ディーセント・ワーク、安定した雇用、社会的保護を求めて闘う。
- c) IFI と国連に ESCW の問題を優先するよう圧力をかける。
- d) デジタルに関する PSI の活動を ESCW 部門の活動に取り入れる。

用語集

ASD	持続可能な開発のためのアジェンダ
BIPOC	黒人、先住民、有色人種
BLA	二国間労働協定
BRICS	ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ
CAS	基準適用委員会
COPS	気候変動枠組条約締約国会議
ESCWN	教育支援・文化労働者ネットワーク
GCM	移住に関するグローバル・コンパクト
GCR	難民に関するグローバル・コンパクト
GFA	グローバル枠組み合意
ICRICT	国際的な法人税制の改革に関する独立委員会
IFI	国際金融機関
ILC	国際労働会議
ILO	国際労働機関
ILO CAS	ILO 基準適用委員会
ILO CEACR	ILO 条約及び勧告の適用に関する専門家委員会
ILO CFA	ILO 結社の自由に関する委員会
ILO GB	ILO 運営組織
ILO ILC	ILO 国際労働会議
IMF	国際通貨基金
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
ISDS	投資家国家紛争解決
ITUC	国際労働組合総連合
LGBTQI	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセクシャル
MDGs	ミレニアム開発目標
MNE	多国籍企業
NGO	非政府組織
OAS	米州機構
OECD	経済協力開発機構
PPP	官民パートナーシップ
PUP	官民パートナーシップ
PWD	障がい者
QPS	質の高い公共サービス
SDGs	持続可能な開発目標
SIBs	ソーシャル・インパクト・ボンド
TRIPS	知的財産権に関する貿易関連側面
UCLG	都市・地方自治体連合
UN	国連
(UN)CSW	国連女性の地位委員会
UNComHEEG	健康・雇用・経済成長に関する国連ハイレベル委員会
UNESCO	国際連合教育科学文化機関
WB	世界銀行
WHA	世界保健総会
WHO	世界保健機関

WTO	世界貿易機関
-----	--------